

あいまって必然的な課題といえよう。

第十五節 林 業

1 明治時代の森林行政

北海道の森林といえば、えぞ松・とど松の産地として知られており、これらの樹木は良材なので、松前藩時代より道内各地から京阪、江戸に回送し、漁場の運上とともに主要財源の一つとされていた。

明治十九年北海道庁が設置され、本道の開拓がすすめられた。未開の森林、すなわち官有林の払下げ貸下げが規定されるに至って、その業務を執らせるため、農商課空知太派出所が明治二十二年十一月に設置されたが、明治二十三年三月、これを廃止して、新十津川戸長役場内に常置して事務を執らせた。

翌二十四年五月道庁告示第一一号をもって、地理課派出所の名称、位置、管轄区域をきめ、明治二十七年地理課滝川派出所を空知太に設け、石狩国空知、樺戸、雨竜、上川の四郡の土地に関する事務を取扱わせた。

明治二十八年に地理課滝川派出所を廃して明治二十九年一月一日から殖民課滝川派出所と改称し、明治三十年十二月に廃止された。

明治三十二年四月、訓令第一九号で「北海道官林種別調査規程」を制定し、将来永く国有林として保存経営すべきもの「第一種官

林」、公有林として経営すべきもの「第二種官林」、私有林として経営すべきもの「第三種官林」、将来森林として経営を要しないもの「第四種官林」の四種に分類し、今後の森林経営の基礎を確立することとした。

明治二十三年六月、かつての藩有林や入会地が維新後すべて国有林となった三六五万町歩の中二一〇万町歩が北海道にあり、全森林の三〇パーセント以上に達している所から、御料局札幌支庁が創設され、管内二二カ所の出張所に分割し、各御料地を管理させることとなった。空知太（高畑駅でいから五間程川寄りの所）に出張所が置かれ、空知・上川の御料地を管轄していた。

次いで明治二十四年七月十八日、御料局札幌支庁管内で滝川他三カ所に出張所を新設し、空知ほか二出張所の名称及び位置が変更された。

2 北海道林業の動向

(1) 森林・林業をめぐる情勢

戦後最大の不況の年といわれる昭和四十九年度以来、我が国の経済は、公共事業の早期発注、公定歩合の再引下げなどの相次ぐ財政、金融両面からのテコ入れにも拘らず、景気回復の足どりは重く、加えて五十二年半ばからの円高不況も重なり、企業倒産の増加や雇用不安などが一層深刻な問題となってきた。

このようなことから政府は、五十三年度予算においては「景気浮

揚」に最大の力点を置き、公共事業、住宅部門の大幅な投資を中心とする超大型予算の編成と共に「円高対策法」の制定など不況の克服、景気の回復に努めている。

我が国経済がこのような不況下にある中で、林業の動向を見ると地域、産業間較差の増大、木材価格の低迷、労賃、資材の高騰などから、民有林にあっては造林、間伐事業の停滞、森林組合経営の不振など、林業経営活動が著しく沈滞しているが、国有林についても伐採規模の縮小、諸経費の増高等により事業収支が急速に悪化している。

また、林産業界にあっては長期にわたる業況不振のうえ円高による合板・インチ材の輸出不振に製品輸入の増加傾向もあり一層の苦境に立たされている。

総じて林業、林産業は地域の経済社会の発展を支える主要な産業として、その振興が強く要請されておりこれに対処した施策の強化と積極的な推進が必要とされている。

一方、道としても国の「新北海道総合開発計画」の策定に際し、「道意見」として提出した「北海道発展計画を道独自の計画として位置づけ、昭和五十三年以降十年間の道行政の基本的指針として新しい北海道づくりを目指すことにしている。

なお同計画における林業部門の施策の目標として、①森林資源の増強による森林生産力の増大、②林業の担い手の育成と林業構造の近代化の推進による活力ある林業の振興、③木材需給の安定と林産業の振興、④新しい技術の開発と普及指導の強化などが掲げられて

いる。

(2) 森林資源の趨勢

北海道は全国森林面積の二二パーセントを占めているが、天然林が多く、人工林率は全国的にみてそのウエイトが低い。

しかしながら本道の人工造林は、戦後急速に進められたため、面積は二十三年当時の五・一倍、人工林率は二三パーセントとなり、今後その成林とともに資源構成も変化していくが、特に民有材の人工林蓄積の大部分を占める落葉松は将来の本道森林資源の中心をなすものとして大きな期待が寄せられている。

△北海道林業施策概要▽

学 校 林

1 植樹並びに造林

・昭和二十八年年度

造林者	施業箇所	面積	樹種	本数	施業期	備考
町立第二小学校	北滝の川三〇六	一七反五九歩	から松	五、三〇	春季	町有林
町立東栄小学校	赤平町共和五〇	一〇反〇〇〇〃	〃	三、〇〇〇	〃	〃

・昭和二十九年年度

造林者	場 所	面積	樹 種	本数	完成月日
町立第二小学校	北滝の川三、〇五	八反八〇歩	から松	一、七〇〇	五月九日
〃	南滝の川 四六	四反七〇歩	やちだも から松	一、四四〇	〃

民有地林

昭和二十年度には、学校林、民有地林、屋敷林を含め一二町歩を造林、二十二年には、カラマツ八、八〇五本、トドマツ六、三四六本、ヤチダモ七、〇三〇本を植樹、造林の奨励に努めた。

屋敷林

前記の他に、昭和二十八年には、北海道緑化推進委員会より、屋敷林造成用として苗木の無償交付を受け、農事組合及び各学校へ配布した。

耕地防風林

昭和二十九年度、北滝の川三四六一番地、同じく三三一五番地にカラマツ五七〇本、六〇〇本計一、一七〇本を、五月五日植樹完了した。

記念植樹

・昭和二十六年



トドマツの造林地



人工林

・昭和二十八年
本町の基本財産造成の目的をもつて、道有林地の部分林設定を行ない、二十九年度より造林を行うことになり、二十八年度は地拵えを一部実施したが、伐採の時期遅れと降雪が早かったため予定の進歩がみられなかった。

場所 赤平町字住吉歌志内事業区十六林班いろ小班

りんご	一九	梨	五七五	サクラランボ	一五四	スモモ	一四七
梅	七二	栗	九九	ぶどう	七七九	グスペリ	一三五
桜	四九	あかだも	二一	いちよう	一四	計	二、二二六
・昭和二十七年	度	(講和記念果樹苗木幹施)					
りんご	一五	桜	三〇	栗子くるみ	九	ぶどう	一三五
梨	八〇	すもも	二一	桜桃	一三	梅	三〇
							栗九
							計 四四三

・昭和三十六年度(農山村振興記念植樹)
休閑地の高度利用、農山村経済を振興するため、天皇、皇后両陛下の行幸啓を記念し植樹を行う。

防風林	延べ四、六五〇メートル	ネクンド・改良ポプラ・トドマツ・トール
街路樹	〃	一、二〇メートル
屋敷林	〃	二二・三アール
		クリ・ヒバ・ストロブ・トドマツ
		ヒ・カラマツ

2 林地管理

部分林認定

・昭和二十八年

面積 一〇一町一反四畝五歩 契約期間 自昭和二十九年五月一日 三十年
至〃五十九年四月三十日
植栽計画

年度	樹種	面積	苗数	年度	樹種	面積	苗数
昭29	カラマツ	一八〇反〇六	五、二〇〇本	昭32	カラマツ	一三三反〇〇	三、七〇〇本
30	〃	一八三反〇六	五、一〇〇	〃	〃	二五五反七〇	六、四〇〇
31	〃	一四三反七〇	四、一〇〇	計	〃	八八八反〇四	二五、五〇〇

3 災害防除

小規模治山事業

昭和四十五年年度、道委託事業として、小規模治山事業を、東十九丁目道二股線四二二三番に施行した。

事業費 一、一五九、〇〇〇円 コンクリート床止工、L11五〇メートル

野鼠駆除

昭和二十九年年度以降、ネオメソソ、強力カラニミン、フラトール固形フラトールを使用、野鼠駆除に努める。

フランコ毛虫防除

昭和三十七年度、BHCを使用、ヘリコプター、人力により撒布する。

4 林産物

・江部乙地区における「炭焼き」の歴史―元村四十吉談話―

昔、江部乙の開拓時代から、炭(すみ)を焼いた場所は、東十五丁目奥 下農場、東十二丁目奥 石丸農場、東十九丁目奥 丸八農場などが盛んであった。

その後、大正時代になってから、東十二丁目奥 熊の沢(現在の旭沢)の人たちも炭を焼いた。

すなわち江部乙の炭焼きの歴史は、東高台の山林地帯から作られたのである。

この地域一体は森林で、木の種類も非常に多く、炭を焼くには最も恵まれた土地であった。

炭を焼く木の種類は「イタヤ」「ナラ」「ガンピ」「シナ」などであったが、シナは木の質がやわらかで良い炭にはならなかった。

また、炭には立ち木を焼いたものと寝木(自然に倒れた木)を焼いたものと二通りがあり立ち木の炭は堅く白い粉がふいており、たたくと鉄を打つような響きが出る。使って非常に火力が強くと長持ちがする。

これに反し、寝木炭は火力も弱く、火持ちが悪いので値段も安かった。

さらに、立ち木や寝木の大きいものを、まさかりで割って焼いた「割木炭」と、木の幹や太い枝をそのまま焼いた「棒ずみ」などがあり、棒ずみは高級品で値段は高かった。

炭一俵の目方は、普通一〇貫であったが、棒炭などは、五貫と八貫入りのものもあった。

当時は炭焼きを本業とし、また、木炭販売を専業として生活をしている人もいたが、今では炭を使うことも、また山の木も少なくなつて、炭焼きもなくなつてしまつた。

・炭(すみ)を焼く ―早弓房松談話より一部抜すい―

大木の枝を払うことから私の仕事は始まる。枝といつてもちよつとした立ち木くらい太さがあり、小おのや小型ののこ切りで切り落とす作業は、相当な重労働である。

父は、この木を五尺くらいに胴切りにして、まさかりで割れ目をつけ、矢をさしてカケヤを使って小割りする。これが炭に焼く「炭木」である。

炭木をかまに入れる時は、一本一本慎重にすき間のないように縦に立てていく、いっぱいになったら良く燃えるつけ木で炭木に火をたきつける。これを「かまの火入れ」と言って大切な作業である。

ちょっと油断すると火が消える。これは「かまがねむった」といって、炭の数量が減るばかりでなく、炭の質にも影響がある。

かまの炭木全体に火が回り、ある程度焼けたところを見計らって、粘土に炭を混ぜて粘った土で、火口を塞ぐ、これを「かまの火止め」と言って、最も大事なときである。

火止めが早過ぎると、半焼炭となり使用するときいぶる、また焼き過ぎると消し炭のようにやわらかくなり、火力が弱く著しく生産量が減少する。

さて、火止めしてから三、四日すると、煙り出しから出る煙りが白く弱々しく少なくなる。この時最後の作業として、煙り出しの穴も塞いで完全密閉してしまう。

そして、かまの表面がつめたく冷えたら、中の火が消え、木炭ができあがり、待ちに待った「かまあけ」である。

この時もまた注意すべきことは、少しでも火が残っていたら、風が吹き込んでかまの中は忽ち大火事となり、折角の木炭もファイになってしまふから、注意の上に注意が大切である。

木炭は「よし」で編んだ炭俵に詰め、小枝か熊笹でふたをして繩

をかける。この俵は母が自分で秋に刈り採ってにおいて、夜なべに編んでいたもので、一晩に二・三枚しか編めなかった。

当時、一俵の目方は一〇貫、イタヤズミは一俵七〇〜八〇錢、ナラズミは五〇〜六〇錢で寝木で焼いた炭は、一割以上安かった。

5 林業関係機関

地理課滝川派出所御料局滝川出張所（以上については明治時代の森林行政を参照）

御料林

皇室は江戸時代において小名にも及ばぬ貧弱なものであったが明治に入ると急速に皇室財産の造成がなされた。

これはプロイセンの皇室領の影響を受けていることは確かであるが、自由民権運動や国会開設などに当面して、いざという時には自分で兵隊を養えるくらいの財産をもっていた方が良いという意見も出て、それには森林が最適であると林学博士の中村弥六が注釈をつけ、遂に岩倉具視や藤波言忠らが中心となり、一躍巨大な林野を御料林に編入することになったのである。

帝室の山林は明治五年（一八七二）に一、〇〇〇町歩しかなく、十八年（一八八五）でも三、二〇〇町歩に過ぎなかったが、これから二十三年までの間に大々的に設定して三六五万町歩になった。

これは、かつての藩有林や入会地が維新後すべて国有林となっていたのを帳簿上書きかえたのであった。

この膨大な御料地のうち二一〇万町歩が北海道にあり、これは全森林の三〇パーセント以上に達していた。

北海道では私領が少なく未開のものが多く、かかる結果をきたしたのであるが、長官永山武四郎の努力もあったという。

しかし、開拓が進行すると植民地が不足して、一方御料林中にも殖民適地が少なくないので御料林の官有林組替えを道庁より、申請し、明治二十八年から三十年（一八九五〜七）にわたり六三万町歩を、一四〇万町歩を官有林に移管した。

御料林管理経営は当初の御料局から明治四十一年帝室林野管理局となり、さらに大正十三年帝室林野局と改称してきたが、太平洋戦争後皇室財産解体とともに御料林はすべて国有林に移管された。

滝川林務署

昭和十六年四月二十日、北海道庁告示第三七一号をもって、岩見沢森林事務所から分割して滝川森林事務所が創設され、所長として北海道庁農林技師島田喜一郎が任命された。

昭和十七年十一月一日、北海道庁告示第一二二二号によって森林行政の機構簡素化ということで、森林事務所が十月三十日限り廃止され、札幌営林区署滝川営林作業所が開設され北海道庁技手近藤利春が所長に任命された。

昭和十八年九月一日、北海道庁告示第一、〇八二二号によって岩見沢営林区署滝川出張所となり、主任として高石好吉が発令された。

昭和二十年六月一日、北海道庁告示第五三三二二号によって林政機構が改革され出張所は廃止されて岩見沢営林区署滝川事業所と改称され、主任として高石好吉が任命された。

昭和二十二年一月には、昭和十七年十一月一日以来の国有林、道

有林の併合経営が、国有林は農林省で、道有林は道でそれぞれ分離して経営することになり同年五月一日道庁告示第三五〇号によって岩見沢第一営林署滝川事業所として業務を開始し、昭和二十二年十月一日から営林署は廃止され、滝川林務署の設置となった。

庁舎は昭和十七年一月十七日木造平家建て六九坪五合を新築し、昭和二十二年十二月二十日二階建て一一七坪を増築した。

その後、滝川市空知町二丁目の現在地に、昭和四十五年十月二十八日、鉄筋コンクリート二階建五四八平方メートルを新築した。

現在の組織は、四課三事業所で署長以下四一名であり、かつての滝川・歌志内・赤平・芦別・雨竜・西徳富・四番川駐在所は廃止され、赤平・新十津川・雨竜の三事務に赤平・芦別・歌志内・吉野・南幌加・雨竜の六作業所がある。

歴代署長

氏名	任命年月日	氏名	任命年月日
初代 高石 好吉	昭和六・九・一〇	八代 坂本富士郎	昭和六・七・三三
二代 橋本 昌利	昭和七・一〇・一〇	九代 斉藤 正雄	昭和四・四・一八
三代 渡辺 宗次	昭和三・五・三一	〇代 寺田 崑助	昭和四・四・一〇
四代 大野喜久夫	昭和三・五・三二	二代 上原 辰雄	昭和四・四・一〇
五代 坂元 進一	昭和三・四・九	三代 広谷 巍	昭和四・四・一〇
六代 小幡 美好	昭和五・九・二一	三代 今井 兼一	昭和五・七・三三
七代 佐藤 謙二	昭和五・九・二二	四代 塩田 英明	昭和五・八・三三

事業所

赤 平事業所 赤平市東文京町 区域（赤平・歌志内・芦別・深川）
 新十津川 〃 新十津川町中央 〃（新十津川）
 雨 竜 〃 雨竜町満寿三〇 〃（雨竜・新十津川）

札幌営林区署滝川担当区駐在所

大正十一年五月二十七日、歌志内村神威から移転設置されたもので、樺戸郡一円、滝川町・砂川町・美唄町・雨竜村・江部乙村・芦別村・赤平村・歌志内村などの国有保安林五、〇九三町歩、不用林一〇三町歩及び国有未開地を管轄した。昭和十七年十月三十一日滝川森林事務所と併合して、札幌営林区署滝川作業所と改称した。

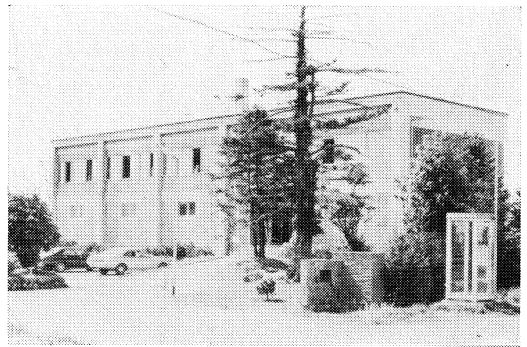
昭和十八年九月一日岩見沢営林区署滝川出張所と改称、さらに昭和二十年六月一日岩見沢営林区署滝川事業所と改称されたが、昭和二十二年十月一日営林区署の廃止とともに滝川林務署の所管となった。

歴代所長

氏名	任命年月日	氏名	任命年月日
初代 船迫 想治	大正二・九・九 昭和九・八・二〇	五代 柳田 昌八	昭和四・九・三 七・〇・三
二代 成田 又蔵	〃 九・八・二〇 三・九・九	六代 近藤 利春	〃 七・二・一 一七・二・一
三代 黒木 旭	〃 三・九・九 三・三・三	七代 高石 好吉 (主任)	〃 六・九・一 三・九・三
四代 藤原 久治	〃 三・三・三 一四・九・九		

・北海道庁地方費
 岩見沢森林事務所 滝川分区駐在所（現明神町）

昭和十年九月二十九日、新十津川村から移転されたもので、その担当区域は新十津川村地区にある森林一三、七二五町歩などであった。



現滝川林務署



前滝川林務署

昭和十七年十月三十一日に、札幌営林区署滝川作業所と合併した。

滝川林産物検査員駐在所

昭和十年四月一日、北海道林産物検査所岩見沢支所滝川検査員駐在所として現滝川市本町二六三番地に開設され、滝川町、江部乙村、音江村、赤平村（平岸以東を除く）、雨竜村及び樺戸郡一円をその管轄区域としていたが、昭和十五年四月、北海道林産物検査所札幌支所に併合された。

昭和二十年六月一日道林政機構の改革によって、北海道空知支庁滝川林産物検査員駐在所と改称された。

昭和三十一年六月一日、隣接の新十津川村橋本駐在所を併合し、担当区域を滝川、新十津川、江部乙、雨竜とし現在に至った。

昭和三十二年八月二十五日、西町三六七番地に木造平家建二七坪

の新庁舎を建築、業務内容は林産物の検査及び調査統計で、素材、製材、木炭の調査統計である。

歴代所長

氏名	任年月日	氏名	任年月日
初代 田沢 里志	昭和二〇・四・一	七代 平館 勲	昭和三・六・三
二代 沢田 敏秋	二〇・三・九	八代 平間 寛	二四・五・三
三代 松田 蒙	二〇・九・三	九代 浜田 哲夫	二五・三・五
四代 四十川 未喜知	二〇・九・四	〇代 外山産次郎	二七・九・三
五代 田島 寛	二〇・五・二	二代 平館 勲	二七・九・三
六代 今西 卓彦	二〇・五・二	三代 玉越 亀一	三〇・三・五
			三三・四・〇

江戸乙森林組合

昭和十七年、森林組合法第九条の規定によって、組合員の所有する森林生産の保続を図る目的で、設立発起人会を設け、昭和十八年二月、追補責任江戸乙森林組合の設立認可を得て設立、その後昭和二十七年二月、森林組合法の改正により、江戸乙町森林組合と改組された。

歴代組合長

初代 鞍田 武夫	昭和六・二・二	四代 伊藤 等	昭和六・三・四
二代 大崎 栄吉	二二・二・二	五代 宮崎 定由	二四・三・四
三代 高桑 又一	二二・二・二	職務代理 藤田利雄	昭和四・二・三
			二七・七・七 死亡 退職

・事業の種類

樹苗育成 昭和二十年から毎年三〇万〜四〇万の樹苗を育成、組合員及び町民の需要に応じた。

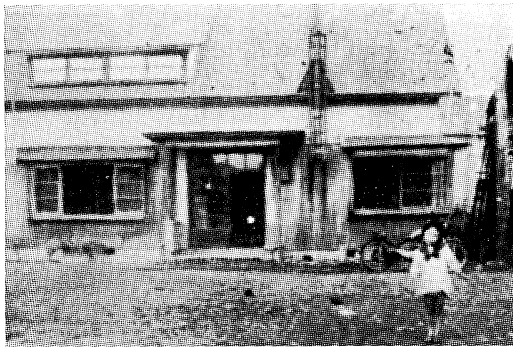
運搬事業 昭和二十年に運搬用自動車を購入、運搬業務を実施した。

素材生産 毎年一、〇〇〇石程度の買取生産事業を遂行し、組合員の利益を図った。

国有林立木薪炭及び素材生産 国有林立木薪炭材を所管営林署より払下げを受け、町内森林愛護組合等を対象として分括売却した。

森林愛護組合の育成 町内に森林愛護三組合の勧奨設立に努め、その活動を育成強化して、愛林思想の普及と火災防止に努めた。

開拓促進 この事業は特殊事業であるが、本組合は昭和二十一年十一月、小樽市知恩株式会社所有



滝川林産物検査員駐在所

地である未開林地約百六十町歩、立木二万五、〇〇〇石を一括買受け、立木は燃料として一般町民に売却、土地は開拓適地約百町歩に、村の立てた入植計画に従い、復員又は引揚者等に入植開拓させた。

昭和二十年末期においては、主として民有林の造成を促進したが、三十年以降は引続き造林、撫

育管理、素材生産等である。

造林事業では、昭和三十九年度の九七四ヘクタールで、本組合最大の面積であった。

この間、造林、撫育管理、生産事業を一層推進するため、町林業振興施策と連携のもとに林道開設事業を実施、組合地域内及び隣接赤平、深川地帯との林道網造成を図り、林業経営上の生産物、撫育資材の運搬、植栽経費の節減を図った。

本組合が事業主体となった事業は次のとおりである。

・二股林道開設事業（事業費五〇パーセント国庫補助）

昭和三十三年～三十五年度に延長六、〇三九メートル、道幅四メートル、総計費二、五四一万七、九四七円に国庫補助を受け完了。

・丸加山林道開設事業（農山漁村振興特別助成事業）

昭和三十五年二、七六〇メートル、幅三メートル、事業費二六〇万四、〇〇〇円

このころから芯喰虫の食害により、カラマツに打撃を受けた。

又、土木機械導入により、造田、小規模貯水池造成が容易になり、林地を水田にする傾向が強まり、林地の減小が始まった。

・冷害備林受託造林事業

昭和四十一年度より、民有地造林促進施策として、組合が組合員の委託を受け、国庫補助金交付制度のある冷害備林造成事業の推進があり、本組合においても、昭和四十一年～四十五年の間、面積六六ヘクタール植苗木数八万八、四五〇本の受託事業を実施した。

・撫育保護事業（野兎、野ねずみの駆除）

昭和四十四年度から植林幼木の撫育保護事業とし、ヘリコプターによる野兎、野ねずみ駆除薬剤空中散布を行い、委託駆除を実施、四十五年、四十七年度にも、これを実施した。

・森林火災国営保険加入

造林事業中、最も恐れるのは森林火災で、その被害対策として、五カ年有効、五年毎に更新契約できる森林火災国営保険を、組合員の理解を深め、昭和三十三年以降、毎年その加入の勧奨にあたった。

・森林組合の解散

江部乙地域だけでなく、隣接赤平、深川地域の山林地帯林業の効果的運営を推進し、林業経営者の造林、撫育、保護管理、生産事業に努力を続けることを三十年余、戦後日本経済復興の一翼に、また長期林業生産の方途を促し、経営者の経済向上と生活安定に尽きたってきたが、国際的食糧需要供給均衡の中における日本農業の将来展望に鑑み、その政策として打ち出された農業改善事業の進捗に伴ない当組合の基盤である林地も、その用途変更を余儀なき情勢となり、林地中の比較的傾斜おだやかな丘陵地帯は、国営農地開発事業（開拓パイロット事業）用地として買収され、民有林の残面積約三百五十ヘクタールとなり、戦後各種物資不足の時、欠くことのできない薪炭材の供給、石炭採掘に不可欠の抗木等、国内燃料確保に大きな役割を果たし国民生活に貢献した本森林組合も、時勢の状態から止むなく昭和四十八年八月三十日解散を議決し解散、滝川市における林業に関する一切の事業・事務は、市の担当するところとなった。

・空知支庁江部乙奨励苗圃の新設（江部乙採種圃）

昭和十七年、空知支庁砂川奨励苗圃敷地の大部分が、道立砂川中学校敷地に割譲されることとなり、これが代替敷地を求めていることを知った時の村長は、直ちに支庁長を訪れ江部乙村有地中より適当な土地を提供することを約束し、直ちに議事に諮って同年五月江部乙村有地八町歩（東十三丁目）の苹果園にそれぞれ代替地を幹施して、これが返還を求め苹果を他に移植して、ここに苗圃が新設されたのである。

この土地の土性は、やや重粘土のため、当初は養苗事業を継続して行いつつ、その間土地改良に重点を置き、遂に本場においても至難でないかと思われていた播種事業も可能となり、トドマツ播種においては、北海道庁奨励苗圃中、屈指の成績を示すに至った。

昭和三十四年度から、道の林木品種改良事業の一還として、道内各地のカラマツ精英樹、十勝一号ほか八〇種を植栽し、カラマツ採種圃の造成を始め、昭和三十七年にカラマツ採種圃の造成が完了した。

昭和三十九年四月に空知支庁から、滝川林務署に所管替となり、種子のなる施業方法として、道立林業試験場育種科の指導を得て、環状剥皮または断根梢頭部切断等の施業試験を行いながら、採種圃としての育成、管理事業を行い今日に至っている。

施業の目的としては、(1)すぐれた遺伝形質をもった優良な種子を安定的に生産する。(2)施業及び種子の経過を観察記録し、採種圃施業のための資料を集収する。

そのためヘクター当たり二〇〇本程度を適正本数とし、これを達成するため逐次環状剥皮または断根等により結実させ、球果採取後除伐する。また、採種木の育成状況を見て、順次主幹形又は変則主幹形に仕立てる目的で断幹、整枝、せん定等を行い、土壤管理並びに結実促進のため、中耕、下刈、施肥等を行うことを方法とし推進している。

第十六節 内水面漁業

農業基本構造改善の推進に伴い、特に米の生産は圃場整備や農業近代化、生産管理、資材、各種機械の発達などに合わせ耕作技術の向上により著しく増産されるに至り、過去の食糧増産の米作りとは全くその姿を変える必要性に迫られる状態となり、農業政策は米の生産調整を矢表にする施策を強力に進めている。

米作農家には稲作転換が要求され、これに対応するため水稻耕作農家は、米以外の農作物作付をするか、田の用途変更をやむなくされるに至り、水田耕作者は従来の水利権の活用をしながら養魚事業をする者もふえ、ここに田園地帯に内水面漁業の振興が訪れるに至った。

本市におけるこの事業は、昭和四十六年度よりその伸展をみているが、昭和四十八年度市内養魚専業家五〇戸に及び、同年七月空知養鯉振興会の設立総会があるなど、農政変動期における養魚の生産向上と経営の安定を、空知一円の協力によって推進しようとする意気込みがうかがわれるのである。

養 鯉 所得拡大の一環として養鯉事業が推進され、昭和四十六年度養魚池面積は一三・七ヘクタール（二〇カ所）養魚数二九万六、〇〇〇匹、戸数三〇戸となっている。

五年毎に実施される漁業センサスは、海水面及び内水面に区分され調査が行われるもので、近年海水面漁業の不振から内水面漁業の振興が重視されてきている。

滝川市においても最近「ため池」利用による養鯉事業が普及、従来調査では二〜三戸が調査対象となっていたが、昭和四十八年度は全市を二調査区に分轄し、二人の調査員により、養殖方法、従事人員、販売額、諸経費について調査を受けている。

区分 対象	養殖方法		養殖池		養殖従事者数		養殖専業兼業計		販売額(年間)
	止水池	ため池	面積	積	専業	兼業	計		
一六	一六	一	一六	一〇、七五〇㎡	六	一	一七	一六	二、〇五五、〇〇〇円

滝川市内水面養魚組合 昭和四十二年二月一日設立

組合長 丸岡留吉 江部乙町東十七丁目、組合員 三〇戸

目的 養魚の飼育管理と消流対策、事務所、江部乙農協内

・地引網による採捕許可者

空農務第二二二一号指令(期間昭48・6・8〜48・11・30)

住所 滝川市北滝の川六六〇 代表佐々木市之助 他五名、
採捕種類「こい」、区域 北滝の川、漁具 地引網
規模 二・七×八メートル、数 一反。舟 なし。

第十七節 関係諸機関

札幌統計情報事務所滝川出張所

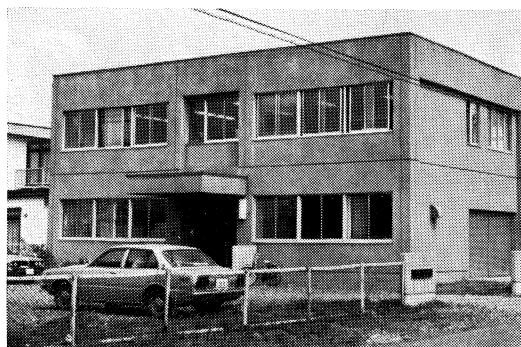
昭和二十二年三月十日、広小路六丁目食糧事務所内に、農林省北海道作物報告事務所滝川出張所が設置され、昭和二十四年十一月一日、北海道事務所の分割に伴い名称変更して農林省札幌作物報告事務所滝川出張所と改称した。その管轄区域は滝川町一円であって職員は所長以下三名であった。

昭和二十五年四月に、農林省札幌統計調査事務所滝川出張所と改称され、昭和二十六年六月、明神町一四九に二階建て庁舎五〇坪を建築して移った。

昭和二十六年十一月には新十津川出張所及び江部乙出張所を、滝川出張所に統合し、管轄区域は旧滝川市、旧江部乙町、新十津川町の一市二町であった。

昭和三十七年四月大町二三一番地に移転したが、昭和四十五年四月に砂川出張所と芦別出張所を滝川出張所に統合し、中空知一円が管轄区域となった。

昭和四十七年十二月農林省設置法の改正により、札幌統計情報事務所滝川出張所と改正、昭和四十九年四月現在地(緑町二丁目五番二二



札幌統計情報事務所滝川出張所

号)に庁舎を新築、現在に至っている。

業務としては、経済統計(農家経済、農業経営に関する統計、農村の物価賃金並びに農畜産物に関する統計、農林業及び農山村の経済に関する統計、調査資料その他情報収集と分析を行う)農林統計(農林家数、農林家人口並びに農林業労働力に関する統計、土地並びに農業施設農機具、農業用資材、畜産業、林業、林家経済、内水面漁業の各統計調査と上

記統計に関する調査資料、その他情報収集と分析を行う。)作物統計(耕地面積、作物面積、農作物の作況被害に関する統計と園芸作物の生産、流通、消費に関する統計調査と上記統計に関する調査、その他情報収集と分析)を行っている。

歴代出張所長

初代 塩崎 俊三	昭和三・四・一 三・六・一	二代 和年 敏男	昭和三・六・一 三・三・一
三代 真鍋 亮	昭和三・八・一 三・二・一	四代 佐々木桃治	昭和三・八・一 三・四・一
五代 森下 博	昭和三・四・一 三・九・一	六代 後藤 貞三	昭和三・九・一 三・四・一
七代 中田 一	昭和三・四・一 三・三・一	八代 中林 力	昭和三・三・一 三・六・一
九代 斉藤 寅造	昭和三・六・一 現在		

農林省食糧庁北海道食糧事務所滝川支所

農産物検査の沿革をたずねると、(1)無検査時代、(2)同業組合また

は農会などの団体が検査した時代、(3)道営検査時代、(4)国営検査時代の四期に区分される。

石狩川、空知川を利用して廻漕業者が上流地方の雑穀を搬出していた時代は、全く無検査の状態であった。大正二年七月、北海道雑穀商同業組合が、主要雑穀に対し移輸出する雑穀検査を実施したが、大正四年には秩父別農会が米の検査を行い、大正五年には北竜村農会でも米の検査を実施していた。

大正六年、北海道庁令で産米検査規則を發布し、空知、上川の産米検査を実施した。さらに大正八年三月二十二日には庁令第三一号をもって農産物検査規則が發布され、従来個々独立の検査をいっせいに道営検査に移管することになった。

本道の農産物の生産改良を促すとともに、内外取り扱いの改善をはかるため、北海道地方費事業として農産物検査を施行することになり、大正八年四月一日、滝川に北海道庁農産物検査所滝川支所が本町二一一番地に設置された。

農産物検査所は農産物検査施行の機関であって、本庁を札幌に置き、札幌、小樽、函館、苫小牧、岩見沢、旭川、名寄、野付牛、釧路、帯広、滝川の一カ所に支所を置いた。その管下に二〇六カ所の派出所と二九二カ所の駐在所を設置した。

そして、検査品目は米・麦・大豆などの普通作物を網羅するほか澱粉・亜麻・除虫菊・薄荷・百合などの特殊品目に対してもこれを行い、内外市場の円滑な取り引きをはかった。滝川支所の管轄区域は砂川町、浦臼村以北一五カ町村であった。

大正十五年には留萌支庁管内の初山別村以内七カ村を管轄に加え昭和六年には留萌町に検査監督員を駐屯させ、天塩・遠別村を管轄した。

その連絡系統は支所長の下に検査監督員及び地方主任を置き、各分担区域を定め、検査の統一に任ずるほか、各派出所主任は各自の受持町内の統一に当たることとした。

農産物の検査ということは移輸出の取引の合理化及び生産の改良増進を促進する上にきわめて大切なことはいうまでもない。

終戦後、食糧管理強化の必要に迫られて、全国最末端の町村に至るまで組織を有する検査機関である検査官に「検査業務」のほか、供出督励、買入業務などの「食糧管理業務」をも担当させるに至った。昭和二十二年五月一日、農林省北海道事務所と北海道農産物検査所とが合体して「食糧管理局」の主管となって改組され、現在の名称に改められたのである。

業務内容は、(1)農産物検査法による検査。(2)委託検査。(3)主要食糧の買入売却輸送加工保管。(4)米の配給資料及び需要調査。(5)消費実態及び現在高調査。(6)移動人口調査であって、農産物検査法による米、麦、雑穀、澱粉、馬鈴薯、亜麻の検査のほか、産米改良指導、食糧管理法による主要食糧の政府買入れ並びに売却加工に関する事務、さらに生産地から消費地への輸送事務、その他米・麦の集荷配給資料調査時の食糧政策遂行の業務を司っている。

管轄区域は、滝川、新十津川、芦別、赤平、奈井江、砂川、浦臼、雨竜、妹背牛、北竜、江部乙、深川、一己、音江、多度志、秩

父別、沼田、幌加内の一八市町村、一九の出張所、二二の駐在所があり職員九〇名で広汎な食糧行政を行ってきた。

昭和四十八年九月一日農林省組織規程第四二条の規定に基づく北海道食糧事務所、分室設置に関する規定により位置及び管轄区域改正により、前記管轄区域は滝川、深川の二支所に分轄され、現在に至っている。

管轄区域 滝川、赤平、砂川、歌志内、上砂川、奈井江、芦別、浦臼、新十津川、雨竜の五市五町二地域、四地区、五分室があり職員五八名である。

昭和九年八月十五日日本町二一一番地に延べ九〇・二五坪の庁舎を建て業務を執っていたが、昭和三十五年十二月五日現在地大町二三八番地に二〇九平方メートルの木造平家建庁舎を新築移転、昭和四十八年十二月一日、三八三・四二平方メートル木造モルタル塗二階建庁舎に増改築、現在に至っている。

歴代支所長

初代 吉田 五郎	大正一〇・四・二四	二代 大木甲太郎	大正三〇・三・三六
三代 森 茂	大正二四・九・三〇	四代 渋谷勝太郎	大正二四・九・三六
五代 青山 正義	大正二五・四・三三	六代 野尻 倉太	昭和五・三・一五
七代 川合 新造	昭和五・三・二〇	八代 柏原重太郎	昭和六・〇・二七
九代 加茂徳太郎	昭和六・〇・三三	〇代 山田 広志	昭和七・五・四九
二代 鈴木弥一郎	昭和七・五・五四	三代 音無真佐太	昭和九・〇・三五
三代 伊藤 等	昭和九・〇・五五	四代 佐野 勇	昭和二・三・三五



北海道食糧事務所滝川支所



旧食糧事務所 江部乙出張所

北海道食糧事務所滝川支所滝川出張所

一五代 玉田 武雄	昭和三・三三 二六・三・三六	一六代 野島榮五郎	昭和六・三六 三三・八・三〇
二七代 水木 貞雄	昭和三・八〇 三三・三・三九	一八代 増田 英雄	昭和五・三〇 三三・七・三三
一元代 中井 泰政	昭和三・八一 三三・三・三三	二〇代 広田 基	昭和四・四一 三三・三・三三
菊地 広明	昭和四・三三 三三・三・三三 事務取 扱	三代 山谷 直	昭和四・四一 三三・三・三三
三代 山川 隆男	昭和四・四一 三三・三・三三	三代 倉西 保	昭和四・四一 三三・三・三三
二四代 綾野 治郎	昭和四・四一 三三・三・三三	三五代 谷口 武男	昭和五・九一 現在

昭和二十六年十一月一日、滝川出張所が新設された。従来滝川町の生産する米、雑穀、馬鈴薯、苧麻、玉葱、りんごなどの検査は、昭和二十六年十月三十一日まで滝川支所で取り行われてきたが、本出張所の新設によって滝川町内の業務はこれに移された。その後昭

和三十二年七月に東滝川駐在所、昭和三十三年九月に北滝の川駐在所が新設され、業務は庶務、検査、産米改良指導、米の保管管理米の輸送及び集荷配給、資料調査などである。なお、滝川出張所は昭和四十八年九月一日農林省組織規程に基づき廃所となった。

食糧事務所江部乙出張所

本道における農産物の改善と品位の向上を図り、且つ規格の統一による商品化を促進して、取引の便益に資する目的をもって、大正八年四月北海道地方費事業として、農産物検査施行の規定を設けてこれが実施の運びとなり、その後昭和十七年度から主要食糧は政府取扱いとなるに及び食糧検査所と改称し、さらに昭和二十二年度から農林省食糧事務所となり、主要食糧政府買入れに伴う保管、運送、加工等の事務を行うに至った。

江部乙では、大正八年四月に、十二丁目市街に江部乙村農産物検査派出所を置き、別に駐在所を設置、創立当時は派出所付属の駐在所として、十六丁目に第一駐在所、十五丁目に第二駐在所を、十九丁目に第三駐在所を置いたが、大正九年に駐在所の位置を変更し、かつ一カ所が廃止された。

すなわち第一駐在所を十七丁目に移し、九丁目に第二駐在所を置き、第三駐在所を廃した。

大正十五年十月再び第三駐在所を新設したが、その後昭和十七年には全部の駐在所が廃止され、派出所で集合検査を行うこととなった。

終戦後、昭和二十六年十八丁目に東陽駐在所を新設した。

なお当所は昭和四十八年九月一日、組織規程に基づき廃所となつた。

・ 関連あるその他機関

農会の始め 本道の農会は、明治十四年一月鈴木大亮ほか民間有志によって計画された勸農協会が、札幌に設立されたのがその始まりで、それが後日北海道農会として発展していったものである。

滝川村農会の設立 明治三十二年六月、農会法が制定され、翌三十三年二月農会令が公布されるようになり、滝川農会は三十三年二月二十五日に創設され、事務所を村役場内に置き、大竹康造が初代会長に推薦された。

初代 大竹 康造	明治三二	二代 今井 勇吉	明治三二
三代 小西 恭藏	〃〃〃〃	四代 石沢泉太郎	〃〃〃〃
五代 徳光鶴之進	大正三	六代 奥井 直吉	大正三
七代 樋口 覚治	〃〃〃〃	八代 川口 敏澄	〃〃〃〃
九代 沖 松助	〃〃〃〃	二代 樋口 覚治	〃〃〃〃
二代 小林儀三郎	昭和三三		

・ 産業組合 産業組合法が公布されたのは明治三十三年三月三日で、当時北海道は鉄道も旭川までの時代で、十勝地方は入植初期で、北見、宗谷はこれからというころであった。

また、産業組合の目的とするところは、農会と共に必要欠くことのできない機関で、金融・生産物の販売・資材購入・利用加工などを司るものであった。

滝川町産業組合の設立 大正八年勅令による産業組合の廃止によって、全道を区域とする札幌酪農信用購買販売組合連合会と、各支庁管内を区域とする信用組合連合会がそれぞれ大正九年に設立され、これにより明治四十年に設立された滝川信用購買販売組合は有名無実となり、ついに大正十一年十月二十八日解散し、過去の経営の失敗や困難を基礎にして、昭和五年二月二十日、有限責任滝川信用購買販売組合が設立した。

歴代産業組合長

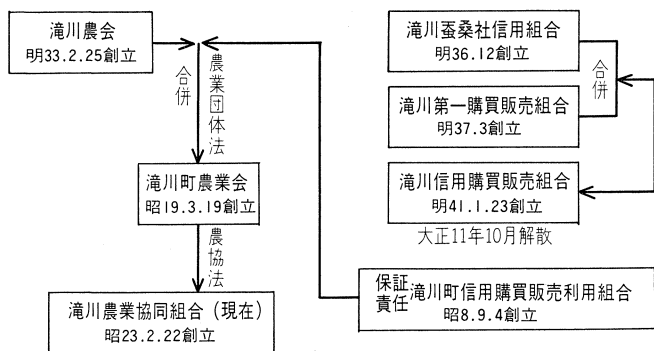
初代 杉山 乙熊	昭和五	二代 小林儀三郎	昭和六
三代 谷口 猪一	〃〃〃〃	四代 太田 信吉	〃〃〃〃
五代 桑原島之進	〃〃〃〃	六代 染谷喜久吉	〃〃〃〃
七代 小林儀三郎	〃〃〃〃	八代 太田 信吉	〃〃〃〃
九代 神部 為藏	〃〃〃〃		

滝川町農業会 昭和十九年一月戦争がいよいよ激烈の度を増しているとき、国内決戦体勢を確立するため、農業団体法第八十八条によって、町農会及び産業組合の解散令を公布し、直ちに地方農業会設立のため町長以下、委員が任命された。

農業会長

初代 斉藤 昂一	昭和九	二代 太田 信吉	昭和二
	〃〃〃〃		〃〃〃〃

滝川市農業協同組合 昭和二十二年十一月十九日、敗戦直後の混乱の中で、農業団体の民主化と農村の復興とを目標とした農業協同組合法の公布により、本組合もその設立を企画し、昭和二十三年一



農業協同組合の歴史

月二十九日発起人会を開催、各部落より選出された五四名で、小林儀三郎発起人代表となる。

二月二十日設立準備会を開き、農協設立の趣旨普及と設立のための必要事項を、検討審議し、定款の作成、組合員の資格審査、事業計画等の審議をして、創立準備を終え、三月二十二日創立総会を開催、定款、規約の制定、事業計画等の承認、役員を選挙を行い、所定の手続きを終えて農業会からの引継ぎを整え、同年五月五日、北海道庁子協第一、三五四号を以て知事の認可を受け、滝川市農業協同組合が誕生し、同年五月二十九日第一回役員会を開催、農業会より引継ぎを完了して、六月一日より業務を開始した。

従来組合の地域を滝川町だけに限定されていたのを拡大して、いわゆる滝川の経済圏である新十津川村池の前・砂川町富平・南空知太の一带をその区域とした三町村の農民が渾然一体となってスタートしたことは類例の少ないことであつた。その後池の前は町村界の変更によって滝川町に編入された。

同組合創立当時は組合員数約一千五十人、その後四十年までに、

倉庫、玉葱貯蔵所、精米工場など次々に建設する一方、滝の川支所、東滝川支所、食糧事務所駐在所を設置した。

その間、二十九年の十五号台風で水稲、畑、果樹が大損害を受け三十九年の冷害、イモチ病発生で、三十一年以来の凶作になるなど苦難の道も多かった。

しかし、農民の熱意と協力で四十年代も、事務所店舗の増改築、低温倉庫、玉葱倉庫、石油スタンド新設、稲作改良工事に力を入れ四十三年度産米出荷は一七万四、九〇〇俵の史上最高を記録した。

その後、生産調整、オイルショックがありながらも、販売取扱高、購入取扱高、購売取扱高も年々上昇、五十年以後は総合施設五カ年計画を設定し、滝の川支所、玉葱コンテナ収容庫の建設、五十三年度には、待望の本部事務所、店舗の全面新築となつた。

新しい本部事務所・店舗は、鉄骨二階建て、二、五四五平方メートルで一階はスーパーマーケット・預金部、二階は本部事務所・役員室・建物は違ったデザインで二つに分けられている。

組合長

- 初代 太田 信吉 昭和三・五五
二六〇・三五(死亡)
- 二代 西村 範 昭和六・三・一
三・五・七
- 三代 樋口 隆治 〃 〃 三・五・六
四・四・九 現 在
- 四代 阪本 茂 〃 〃 四・四・〇
現 在

江部乙村産業組合 大正九年十一月二日設立、当時組合員四名、出資金九三〇円、組合長理事は三沢貫之助で、解散時までその任にあつた。

昭和八年六月十四日、有限責任から保証責任に変更、保証責任江

部乙村産業組合と認可、昭和十八年三月農業団体法公布により、昭和十九年一月一日解散した。

江部乙村農業会 昭和十九年二月十日、農会、産業組合、畜産組合、養蚕組合、萃業組合の五系統農業団体を統合して、江部乙村農業会発足、組合員一、一一四名、出資金一四万六、二七五円であった。

昭和二十二年十一月十九日、農業協同組合法公布により、農業会を解散、二十三年三月十四日創立総会を開催、財産と事業の一切を農業協同組合に移譲することとした。

会長初代 松儀 一男 昭和元・三・三〇
〃 〃 三・三三 二代 大崎 栄吉 昭和三・三・三〇

江部乙町農業協同組合 昭和二十三年四月六日発足、組合員一、四九八名、出資金一四六万九、六〇〇円、昭和三十七年十月事務所竣工、その後、農機具修理工場、各種倉庫、自動車整備工場、りんご集荷貯蔵庫、ライスセンターなどを設置、東陽支所を四十二年に竣工、五十一年八月事務所を改修Aコープ江部乙店の竣工をみた。

歴代組合長

初代 山木辰之進 昭和三・三・三〇
〃 〃 二・四・四 二代 中西 重清 昭和四・四・四
三代 松儀 一男 〃 〃 三・四・四 〃 〃 四・四・四
〃 〃 四・四・四 四代 北山 季武 〃 〃 五・四・四
〃 〃 五・四・四 五代 太田 吉一 〃 〃 五・四・四
〃 〃 五・四・四 現在

・ 共済組合

滝川市農業共済組合 昭和二十二年十二月十五日、農業災害補償法の公布により、従来の農業保険法、家畜保険法による保険事業は統一されて一本化し、昭和二十三年五月四日北海道庁より設立認可

を受け、事務所を滝川町農業協同組合内に置いた。

農業災害補償制度は、戦後の農地改革によって創設された自作農の農業災害による転落防止を目的としたもので、その構成は、農業共済組合（滝川市）の行う共済事業と、農業共済組合連合会（道）の行う保険事業と、政府の行う再保険事業の三段階からなっている。

本組合の目的は組合員が不慮の災厄によって受ける損失を相互に補償するため、農業災害補償法に基づいて共済の事業を行うことにある。

組合員としての資格は市内に在住している農家で水稲三反歩、麦四反以上の耕作者の当然加入と、牛、馬、綿羊、種豚などを所有している者の任意加入の二種類になっている。

掛金は平年收穫量によって異なるが、市の平均は、農家負担額水稲反当たり約百四十円程度である。また共済掛金は危険率によって異なるが、滝川市平均して、国の負担割八割、農家負担約二割である。

歴代組合長

初代 太田 信吉 昭和三・三・三〇
〃 〃 六・二・三五 二代 江川 虎松 昭和六・二・二六
三代 阪本 茂 〃 〃 三・五・五六 〃 〃 三・五・五六
〃 〃 四・五・五六 四代 福田 義行 〃 〃 四・五・五六
〃 〃 四・五・五六 五代 佐々木 市之助 〃 〃 四・五・五六
〃 〃 四・五・五六

江部乙町農業共済組合 昭和二十二年十二月農業災害補償法の公布により、保険事業は、農業共済組合を設立し統合して実施することとなり、当組合も設立認可申請のところ、昭和二十三年六月二十日認可され、その第一歩を踏み出した。

事業の概要としては、農業災害に対してこれを補償し、農業生産力の保持を目的に、まず水稲及び麦類にこれを実施、また家畜の事故による農家経済の損失を補償し、農業経済の安定を図るため、死廃共済事業及び傷害共済事業を実施し、昭和二十四年五月には診療所を開設した。

歴代組合長

初代	山木辰之進	昭和三・三〇〇	二代	本吉 武雄	昭和四・四・四六
	〃〃	二四・四・四五		〃〃	三・五・五九
三代	中西 重清	〃〃	四代	本吉 武雄	〃〃
	〃〃	三三・五・五〇		〃〃	三三・五・五二
	〃〃	三五・五・五二		〃〃	三三・五・五二
五代	長谷川武次	〃〃			〃〃
	〃〃	三六・五・五五			三六・五・五五
	〃〃	三六・五・五五			三六・五・五五

中空知農業共済組合

設立〓昭和四十九年三月一日。滝川市、江部乙町、赤平市、奈井江町、浦臼町六組合の広域合併による。

目的〓組合員が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし、その農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づき、共済事業を行う。

所在地〓滝川市大町一丁目五番十四号

業務内容〓農作物共済事業（水稲）果樹共済事業（りんご）家畜共済事業（乳牛、その他の肉牛、一般馬、種豚、肉豚、種牛）

管轄区域 滝川市、赤平市、芦別市、奈井江町、浦臼町

組合長

北 修二 昭和四・三・二
現在

江部乙地区農業改良普及所

昭和二十三年七月、農業改良助長法公布に基づき、二十四年四月、江部乙町農業協同組合内に、江部乙町農業改良相談所を開設、農業改良普及員二名配置、翌年四月さら

に一名増員し、三十年には生活改良普及員一名を配置、三十三年四月江部乙地区農業改良普及所と改称、四十五年一月広域統合のため閉鎖した。

歴代所長

初代	丸岡 敬造	昭和七・八	二代	藤田 信行	昭和六・八
	〃〃	三・八		〃〃	三・八
三代	後藤 虎雄	〃〃			〃〃
	〃〃	四・一			四・一

滝川地区農業改良普及所 昭和二十四年四月、事務所を滝川町役場内に置き、農業改良普及員二名を配置、滝川町農業改良相談所を開設、翌二十五年四月、一名普及員増員、三十三年四月、滝川地区

農業改良普及所と改称、三十七年四月、生活改良普及員一名配置、同月事務所を青年研修所内に移転、四十五年一月、広域統合（江部乙、芦別、赤平）のため閉鎖した。

歴代所長

初代	黒田高麗太郎	昭和七・六	二代	岡部 力男	昭和三・二
	〃〃	三・九		〃〃	三・八
三代	横山 十七七	〃〃			〃〃
	〃〃	四・一			四・一

空知支庁空知東部地区農業改良普及所 農業技術の普及指導、農村

生活の改善、農村青少年の育成を業務とし、管轄区域は滝川市、芦別市、赤平市の全域にわたる。

昭和四十五年一月、広域統合実施（滝川、江部乙、芦別、赤平）、同年五月事務所を滝川市東町旧空知支庁滝川労働事務所跡へ移転し、昭和四十九年三月二十五日、滝川市江部乙町七九三番地に新庁舎落成により移転する。

歴代所長

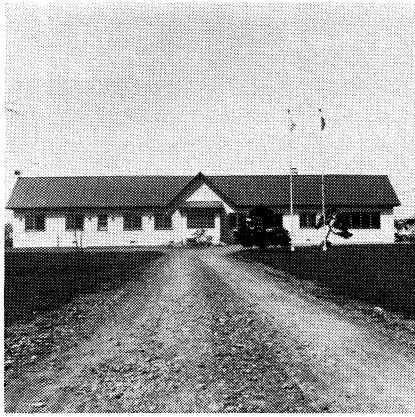
よって固定ハウス一〇三平方メートルを一五〇万円で建設、四十九年から周年利用する計画である。

今後は、水稻試験地が東部地区普及所の普及員の技術証明の場として、また農業者に対しては研修の場として、稲作、畑作、園芸と総合的に活用され、名実共に普及のメッカとなるものと期待されている。

北海道立中央農業試験場原原種農場

明治三十八年、北海道農事試験場の優良品種増殖配布から種苗の計画が進められてきたが、昭和二十五年十一月、農業試験研究機関整備統合計画により滝川市南滝の川三六三番地に新設されたもので、農業に関する試験研究等を行い、その成果の普及を図り、農業の興隆に寄与する目的をもって、全道一円を管轄に農作物の原原種育成増殖及び配布を業務として進めている。

庁舎は、昭和二十六年三月二十八日新築、その面積一八八・一平方メートル、昭和四十五年十一月十八日改築し、その面積四一六・一三平方メートルとなり、土地面積は、二万七、七〇七・三二平方メートルである。



原原種農場

歴代の長

- 初代 茅野三男 昭和六・四・三〇
- 二代 嶋山鉦二 三・四・一

- 三代 山崎 俊次 昭和元・二・一
- 四代 野呂 耕造 昭和四・二・一

ホクレン江部乙種子センター 本道における米麦の優良な種子生産と普及更新をはかるため、種子生産供給安定施設（集団専門栽培採種は、種子センター）を設置して、栽培から集出荷までの管理の徹底と、定められた規格の精選調整による種子の品位向上を行い、生産・流通と種子更新の合理化推進を目的とし、昭和四十三年九月滝川市江部乙町一二八〇の二八に設置されたものである。

種苗事業の体系



採種のプロセス

- (1) 採種ほの設置 採種栽培者（ホクレン種子センター所属採種組合員）は、知事の指示する採種ほ設置計画に基づいて、道委託原種は産原種の配付を受ける。原種の配付を受けた採種栽培者は、知事に対して採種ほ設置指定申請を行う。知事は採種ほ設置指定申請者に対して承認を与え、承認を受けた採種栽培者は採種ほの設置経営を行う。
- (2) 採種ほの経営 採種栽培者は採種ほ栽培基準に従って専門栽培を行い、知事の任命する種子審査員の圃場審査及び生産物審査を受ける。
- (3) 種子の集荷、精選調製、配布 ホクレンは、種子センター所在の生産地農協を経由して、審査に合格した種子を採種栽培者より集荷買入れを行う。ホクレンは集荷した種子を種子センターにおいて

て精選調整包装の上、農産物検査法による検査を受け、合格した種子を全道の受配農協を経由して栽培農家に配付、道の承認価格で売渡しをしている。

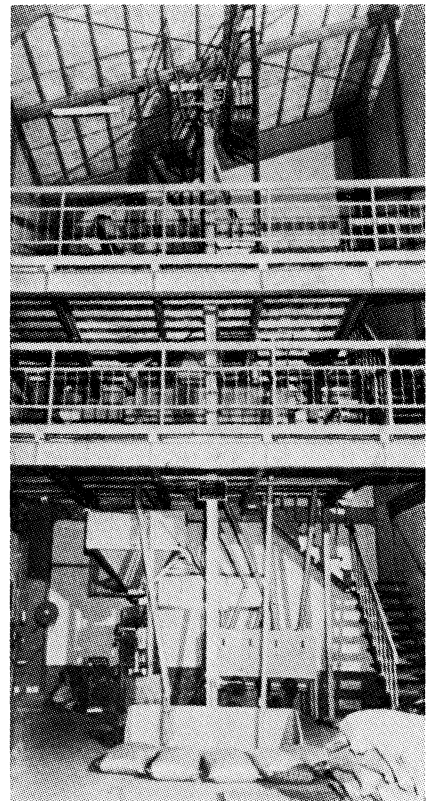
滝川市江部乙町水稻採種組合 昭和二十七年に主要農産物種子法

が施行され規定された作物の種子については、都道府県単位に種子生産ほ場の指定を受け、播種から生産までは各農家が管理をし、生産物審査を受けて、指定取扱機関が農家に譲渡していたが、生産段階において種々改善すべき点があり、農林省は昭和三十四年度に支庁管内毎に採種組合を設立させ、従来の採種ほ設置助成を事業推進助成に改め、優良種子生産供給の円滑な推進を図るようにした。しかし、この方式は生産農家個々が一部のほ場を採種ほに供していたため、法の趣旨からさらに改善を要する点があった。

このような状況下で、農林省は昭和四十三年度から現行の採種管理事業の制度を転換して、採種ほを集団化し、採種専業農家を育成して、採種技術の向上を図るとともに、品位向上のため種子生産供給安定施設がホクレンにより設置されることとなった。

昭和四十二年九月、空知管内二カ所の指定については、候補地選定の検討協議がなされ、十一月に栗沢町と江部乙町が指定された。

町内関係機関団体の数次にわたる協議の結果、西九丁目を指定し関係農家と話し合いを進め、四十三年一月に西九丁目地区を正式に内定したが、諸種の事情から採種事業の引受けができないと申し出でがなされ、地区決定に関係機関が大変苦勞したいきさつもあったが、十六丁目地区山本作義をはじめ農事組合代表、婦人層、青年



江部乙農協ライスセンターの内部

層、家族ぐるみの数度にわたる相談・協議の末、二月二十五日栽培面積五〇ヘクタール、栽培農家戸数一六戸をもって、本事業実施をすることに踏みきり、設立総会、臨時総会を経て三月四日採種事業はスタートしたのである。

歴代組合長

初代山本作義 昭和四三年度～四六年度、二代山口周吉 昭和四七年度～四八年度、三代山本作義 昭和四九年度～現在

滝川市農村環境改善センター 昭和五十一年十月十二日、条例第三八号により、農村のコミュニティ活動を推進し、地域市民の福祉と健康を増進するを目的とし、江部乙町一一二番地の一に設置されたものである。

経過

農業生産を主体とする町勢に鑑み、昭和四十五年度江部乙町基本計画案策定に当たり、時代に即応する農業の方向を認識し、経営の

協業化、生産技術の向上の研究・研修・実験の場を作り農業近代化を進める基点とし、かつ地域住民のコミュニティ活動にも供し、農業生産地住民のよりどころとする農業近代化センターの建設を設定した。

昭和四十六年、市町の合併の決定に当たっても、この案は新市の継続計画案として推進することとなり、新市関係・諸制度の変遷に対応しながら前記の主旨を基調とする農業経営者全般の研究・研修並びに地域住民コミュニティ活動と市民の福祉と健康を増進するための施設建設を検討、昭和四十九年農業総合整備モデル事業推進計画を策定、農業生産基盤整備事業、農業環境基盤整備事業とともに、農業環境整備事業を認定し、農林省の認可を得て、昭和五十年年度より建設に着工するに至った。

・着工 昭和五十年十月七日	・竣工 昭和五十二年十月二十日
・敷地面積 二二、〇五二・二五 ^m	
・建築延べ面積 二、六一四・二四 ^m	
・道補助金	一、六〇二・七二 ^m
・市債	八八一・九二 ^m
・建設工事費ほか、	一五七、六〇〇、五〇〇円
三二七、二六八、九八七円	一五〇、四〇〇、〇〇〇円
・農業近代センター建	一〇〇、八二、一八九円
・設費積立基金繰入金	九一八六、三〇〇円
・一般財源	
・本館	
・多目的ホール	
・廊下(その他)	

・農村環境改善センター本館

この施設は、鉄筋コンクリート二階建てで、一階は江部乙支所のほか、図書室、第一・第二研修室、老人室、リハビリ室などがあり、二階は調理実習室、第三・第四・第五研修室、保健室、幼児

室、器材庫などとなっている。

ここでは、農業後継者及び農村婦人の研修、農業経営及び農家生活の改善、合理化の研修会、講習会、老人及び体の不自由な人の機能回復訓練、社会教育及び社会福祉団体が行う研修会などに利用されたり、市民の福祉と健康のための相談・指導も行われ、地域のコミュニティ活動の推進の場所ともなる。

一階の図書室では市内在住ならだれでも利用でき、貸出し冊数も一回三冊まで、二週間借りることができ、主に農業関係の専門書を中心とし、一般書や児童書など約五千冊が用意されている。

・多目的ホール

ホールは、バスケットができるほか、バレーボール、バドミントン、卓球、柔道ができるようになっており、男女の更衣室、シャワー室、ギャラリも設けられ、ステージ、控室三室、放送設備もあり、運動の場だけでなく演劇や音楽会などの文化活動をはじめ、結婚式、各種催しなどにも利用できるようになっている。

・前庭の整備

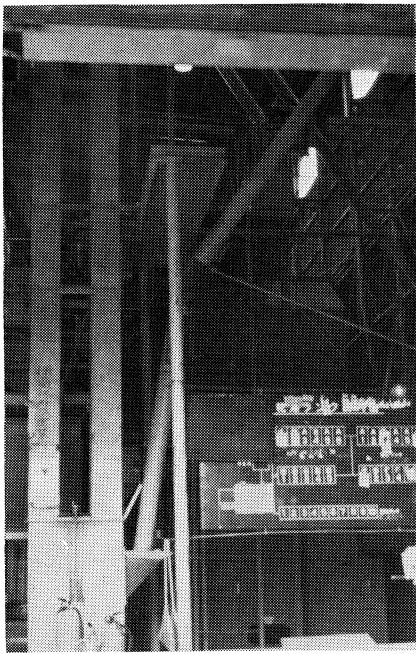
この事業は、二カ年で周囲の環境整備を実施するもので、利用者の車道、歩道を効率的に分離するとともに幼児から老人までの休憩広場、腰をおろしゆっくりとくつろぐベンチ、さらに憩の場だけでなく健康管理と地域スポーツ振興の面から、テニスコートなどの用地整備が行われる。

前庭の広さは、約一・八ヘクタールあり、事業費は全体で一億一、一〇〇万を要し、国から五〇パーセントの補助で実施される。

五十三年の工事は七、六〇〇万円をかけ一四一台分の駐車場、通路及びメインアプローチと芝生広場に花壇の一部施行となっており、テニスコート二面など他は、五十四年度完成予定となり、この前庭整備が完成すると、全国的にみてもこのような大規模に総合整備される所は他に類がないといわれ、各関係者から注目されている。

滝川市農協ライスセンター 滝川市のライスセンターは、昭和四十五年、第一次農業構造改善事業により七、〇〇三万円を投じて建設され、集中張込低温もみ乾燥方式で、一日能力米換算八〇〇俵、一シーズン三万俵の能力を有するが、昭和四十八年第二次農業構造改善事業で、半乾貯留施設（一、〇〇〇）を増設し、コンバイン六台の刈取作業と併せて、収穫作業の省力化に大きく貢献している。

江部乙農協ライスセンター 昭和四十三年、第一次農業構造改善事業により、水田ほ場整備事業、近代化施設整備事業と併せて、



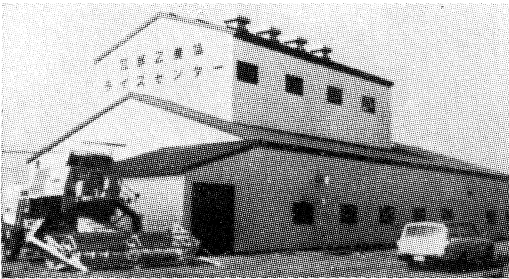
滝川市農協ライスセンターの内部

五、〇四八万円を投じて設置され、北斗式乾燥調整機を有し、大型コンバイン三台による刈取り作業と併行しながら操業し、一万八、〇〇〇俵を乾燥調整している。

営農指導部の運営で職員二名、臨時作業員一七名（内コンバイン六名）が昼夜交代で作業に当たっている。

江部乙農協りんごセンター 昭和四十二年八月、農業構造改善事業の一環として江部乙農協資材センター用地内に完成、床面積六四〇平方メートル、平常一万二、〇〇〇箱、最大二万二、〇〇〇箱の貯蔵能力、低温機械一基、マキ式選果機一台を有し、りんごの共同選果、販売、共同貯蔵が行われている。

この施設が完成して以来、農協のりんご取扱実績も向上し、現在では総生産量三〇パーセント（九〜二万箱）を出荷している。



江部乙農協ライスセンター



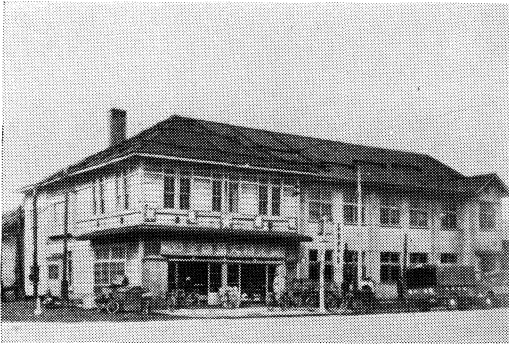
江部乙農協りんごセンター



江戸乙食糧検査所



中空知農業共済組合



旧滝川農協



空知東部地区農業改良普及所



滝川農協



江戸乙農協

第十八節 農政一般

1 講習会並びに研修会

農業経営推進のため各種講習会、研修会などを開き、知識、技術向上に努め生活の安定を図った。昭和三十三年以降の主なもの挙げると、次のようなものがある。

冬期りんご講座、水稻栽培講話会、一般果樹講習会、酪農経営講話会、りんご煎定講習会、農家食生活改善講習会、機械営農講習会、家畜衛生並びに畜産講習会、家畜衛生並びに養豚養鶏講習会、乳牛

飼養管理並びに空胎防除講習会、空知冬期果樹講座、養鶏講話会、酪農講話会、食生活改善講習会、農政時事講話会、畑作物栽培講話会、農業経営講話会、米国・カナダ果樹栽培視察報告公演会、農業気象講話会、果樹消流対策講話会、土壌肥料講話会、養鯉講習会、農政問題講習会など広範囲にわたり、営農開発に大きな力となった。

このほか、農事組合長研修会、単位農事懇談会、冬期農業講座、先進地、優良地の農事視察、農業試験場見学、農機具普及講習会、施肥改善現地講習会、農事講習会参加奨励、農地相談所の開設と農地利用調整、営農知識と栽培技術の向上、並びに農家主婦の家庭管理などの研修が積極的に行われた。

2 農村青少年対策

農村青少年（農業後継者）育成をどう進めるかの問題は、今日的重要な課題として、特に大都市近郊農村において切実且つ重要な問題となっている。

この根本問題として農村青少年に対し「農業は決して他産業に劣るものではない」という安心感を抱かせ、理解させることが肝要である。

また、農業生産性の高度化を図るに必要な知識、技能はもちろん、個人的素養を身につけ、豊かな農業経営者となるような技術面及び人間的に立派な見識を養うことが肝要と思考される。

当面している農業振興上の問題点の中から一般的なものを列挙する。

- (1) 農業所得及び農家所得が低い。
- (2) この問題点を解決するために経営拡大が必要である。
- (3) 農家間の所得格差が増大し所得階層の分解が年々激化している・更に低所得階層の負債の固定化が漸増の傾向にある。
- (4) 水田地帯の土地基盤を整備し、大型機械化を図りつつあるが、土地条件又経済的経営規模の面から推進が防げられている。
- (5) 畜産は各家畜とも飼養規模が小さく、その振興は遅れている。
- (6) 農家労働保有が漸次減少しつつあり、雇傭労働も年々不足しつつある。
- (7) 農業の現状が他産業に比べて悲観的見方が強く、そのため農業に残ろうとする者が少なく、結果的に農業後継者の確保が困難となってきた。
- (8) 果樹生産物の消流機構体系が確立していない、消費地が恵まれているので共同集荷販売体系の確立がなされなかったが、商品価値を具備する条件として、共同集荷販売体系の確立は急務である。

いずれを問わず、後継者については、二五歳ごろまでの浮動期（機会があれば他産業へ就職する意志を持つ時期）を研修による自信と地域における技術優位者の位置づけを与えることに育成目標を置き、研修の場に励ましの機会と人間的素養を与え、楽しい時間の中にも規律を守る、社会性豊かな人間の育成を目的とすべきであり、農村青年活動の問題点についても、活動のための組織、整備、内容など青年と共に検討、再確認の上に立った新しい生活改善を望む。

夏期技術交換大会 農閑期を利用し、青少年相互の技術交換並びに先進青少年クラブとの交換会を行い、広く知識を求め、研修の場を与えるため、昭和三十五年度から毎年実施している。

昭和三十五年、千歳市。三十六年、伊達町。三十七年、積丹町。

三十八年、美瑛町。三十九年、青少年相互の技術研修成果交換会を原々種農場で、また、先進地及び試験研究機関視察研修と先進地青少年クラブとの交換会を岩見沢市、壮瞥町で実施、各年度とも七〇名前後が参加している。

昭和四十年度は、青少年相互の技術研修成果の交換を原々種農場で、先進地視察研修は、池田町の農業構造改善地域及び上川試験場、富良野町で、青少年クラブ交換会は、岩見沢市、江部乙町、新十津川町、浦臼町で実施、先進地の活動を学び、意見を交換した。

昭和四十一年度、技術研修成果の交換競技を原々種農場で、先進地視察研修は東川農業構造改善地域で、クラブ交換会は深川市、浦臼町、新十津川町、札幌市、旭川市で実施した。

四十二年度は、技術研修のため、美瑛町、富良野町、新十津川町、奈井江町などの青少年クラブとの交換会を実施、四十三年度は、青少年技術研修のため蘭越町、今金町農業視察及び中空知各市町青少年クラブとの技術交換会などを実施した。

昭和四十四年度は、技術研修のため、原々種農場で技術交換会を行い、深川市及び東川町の農業施設を視察、他市町村の青少年クラブとの交換会に出席した。

四十五年度青少年農業技術研修のため、技術交換大会と先進地の農業施設視察を行ったほか、他市町村の青少年クラブとの交換会に出席した。

昭和四十六年度以降も青少年の農業技術研修のため、空知・北海道技術交換大会、農業改良実績発表大会に参加出席が続けられ、農

業事情視察、他市町村青少年クラブとの交換会が行われている。

四十七年度には、全国各地青年五九人の受け入れ、民宿と仲間づくり、家族ぐるみ、地域ぐるみの交流が行われたり、秋田・岩手県、清水町現地研修視察、空知農業学園への入園が始まった。四十八年度、青森・岩手県の現地研究視察、青少年グループ活動指導、五十年度には、水稲・果樹・畜産部門による現地研修視察、五十一年度は水稲部門現地研修視察、五十二年度青少年グループ指導、各種大会、つどいへの参加、水稲・果樹・畜産部門による現地研修視察が行われている。

青年研修生の派遣 寒冷地単作地帯の農業のあり方並びに農業の立ち遅れが、農家経済の安定を阻害している現在、また、都市発展に伴う都市的農業経営などについて、広く知識を修得させ、将来本市の農業を背負う農村青年として、本市嘱託研修生として先進他府県に派遣、稲作経営、果樹・畑作経営など営農のあり方を実習、特に部落活動並びに共同作業体系等、経営改善について実際個々の農家について研修を行わせ、今後本市農業振興の要員とするために、市費をもって研修に当たらせ、体験発表会などにより、青少年並びに婦人層に浸透化を図り、今後の営農改善、生活の安定向上の参考に資する。

昭和三十六年度には、寒冷地単作地帯における農業経営のあり方について広く知識を修得、今後の農業における成長材とし、「養豚の共同的管理経営方式」について二名、「蔬菜経営の果菜・葉菜の抑速栽培」について三名を、神奈川県に派遣研修させた。

三十七年には、「玉葱の肥育管理と消流対策」三名、「野菜の管理と消流対策」二名、計五名を一カ月岐阜県に研修派遣、三十八年には「玉葱の肥育管理と消流対策」三名、「そ菜の管理と消流対策」二名を一カ月、岐阜県に派遣研修、三十九年には今後の農業経営のあり方及び機械技術研修のため「農業機械技術研修」として茨城県内原へ二名、「鶏の多雨飼育管理」について愛知県豊橋市へ二名

昭和四十一年度は、東滝川地区の青年五名を、茨城県内原町農村研修所に派遣して、大型農業機械の操作及び取扱知識について、二〇日間にわたって研修、四十二、三年度には、それぞれ一カ月、農村青年五名を、岩手県立浄法寺経営伝習農場へ研修生として派遣、直接労力による営農技術の体得と精神涵養を目的とし研修が行われ、その後も秋田・岩手・青森県への現地研修視察、果樹・水稻、畜産部門での研修、視察が逐年実施され現在に至っている。

次いで、江部乙町における概況を述べると、農業後継者の育成をどう進めるかは、全国的に切実な問題であるが、農業に対する誇りと自信をもって、農業への理解から選択させることが第一である。

そのためにも、農業への正しい理解、高度な農業生産性確保に必要な知識、技能、農業経営者となる技術と人間性と識見を養わない、青少年がこの町に残り、これを継ごうとする意欲が大切である。

そこで、昭和四十年からその育成指導を各関係機関の協調のもとに積極的に推進することとし、指導体系に基づいて実施して、その成果を収めた。その主なものとしては、季節講座開催、夏季技術交換大会、冬期講座、空知管内大会参加、水稻・果樹・家政グルー

プ講座と農業技術研修派遣を実施、グループにより福島県、音江青年の家、畜産試験場、岩見沢市、浦臼町へと研修者をおくる。

昭和四十一年度は、前年のほかに北海道農村青少年夏季技術交換大会参加、町内実績発表大会、技術研修派遣では長野県一名、音江青年の家一五名、空知農業学園に三名が出ている。

四十二年には美英国立青年の家へ七二名、先進地長期研修とし、水稻の部より一〇日間二名を旭川市永山町に派遣、グループ活動を重視して各部それぞれ一五〜一八回研修を行うなどのほか空知4Hクラブ幹部会、交換大会、放送利用農業集団活動研修集会、食生活改善リーダー養成講座参加など活動的であり、農業学園高等科七名、普通科三名に入園援助がなされた。

四十三年度、冬期研修会の美英国立青年の家には四五名、空知実績交換大会に一二名、中空知実績発表大会四五名をはじめ多数が積極的に参加、冬期講座に四〇名、各研究グループ活動も一二〜二四回研修と盛んで、農業学園高等科五名、普通科六名の入園援助が行われた。

昭和四十四年度には、江部乙町青少年技術交換大会五六名、空知夏期大会、中空知農村青少年交換大会、空知4Hの集いにも多数が参加した。

特に青森青年研修団との交換会は、七日間、農家宿泊一〇戸、青森二一名、江部乙二五名で有効な催しであった。

滝川市農村青少年クラブ連絡協議会 昭和三十二年四月一日、市内単位青少年クラブの連絡機関とし相互の親睦を図り、技術及び意

あとつぎ（男子）の農業従事の状態（年次別）

資料：「農業就業動向調査」

単位：%

	昭	年	あとつぎ 総数	農業 従事者	農業従事の状態			農業には 従事しない
					主として 従事	自営・ 業務 かたわ	兼業の 家など のたわ	
全 国	昭	51	100.0	62.0	14.6	43.4	4.0	38.0
都 府 県	昭	51	100.0	62.0	13.9	38.0
北 海 道	昭	45	100.0	70.1	58.1	7.1	4.9	29.9
		46	100.0	71.6	60.5	7.3	3.8	28.4
		47	100.0	66.2	50.9	8.1	7.2	33.8
		48	100.0	65.4	51.9	8.2	5.3	34.5
		49	100.0	63.3	50.6	7.8	4.9	36.8
		50	100.0	64.4	50.9	8.9	4.6	35.6
		51	100.0	60.9	45.0	9.6	6.3	39.1

注：14歳以上のあとつぎの年頭初の状態

見交換をなす目的をもって創立されたものであり、農村青少年指導の上にも多くの活動をした。

歴代会長
初代 坂下 薫 二代 峯村 寛 三代 山川行雄 四代 石丸 善雄

・農業後継者「後継者の確保」ということが大きな問題となつて久しいが、農業所得水準が高い程、後継者も育ち、後継者の確保が図られるにつれて所得が高まるといった傾向が浮きぼりにされている。

ただ、この表にもあるように道内では「主として従事」の割合が都府県と対照的なパターンとなつてい

る。また、経営規模が大きくなるにつれて、従事割合が高くなることも着目せねばならない。

4Hクラブ 農業

改良普及事業が二十三年発足以来、農村青少年の育成をとりあげ、全国の改良普及員、篤志指導者の

協力のもと、4Hクラブ活動が展開された。

その育成の重点は、近代的農業や生活についての知識や技術を修得させることと、自主的なプロジェクト活動によって、地域社会の問題点の中から自らが実践を通じて学び、成果を地域社会に波及し地域社会の課題解決に積極的に役立て、農村の近代化の実現を図ることにある。

江部乙町の一〇連合地域を中心として、小学校四年から中学生を含む年少者の4Hクラブが二グループ結成された。人数は三十余名であったが、昭和二十七年四月には道の青少年クラブ育成実験クラブの設置に伴い実験クラブに指定されるまでになった。

また、改良普及員の指導や、両親より圃場を借りあげての各種プロジェクト学習では、昭和二十八年全国農業改良実績発表大会には第二位の榮譽に輝いている。

その後、農村社会、学校教育の充実に伴い、三十年代に入って小学生を中心とした4Hクラブは解散したが、当時のクラブ員が現在地区農村の中堅幹部とし活躍している。

昭和三十九年度江部乙青年団にあつては、産業部を水稻グループ、果樹グループ、家政グループに分け、それぞれ特徴ある活動に進み、これらの三グループは必然的に4Hクラブ活動に変化し、プロジェクト活動を中心とする課題解決学習へと発展していった。

旧滝川市には、昭和二十七年に東町4Hクラブ、池の前4Hクラブが結成されている。

中でも池の前4Hクラブの活動は活発に行われ、全道大会、全

滝川市青年団体協議会各グループ活動

年度	グループ名 会員数	水稲グループ		果樹グループ		家政グループ	
		活動内容	会員数	活動内容	会員数	活動内容	会員数
39	22	トラクター作業耕起実演 会・水稲栽培現地研修	14	さし木の実習 町内外視察	27	保存食の調理実習・衣服の 洗濯法・生花・美容講座	
40	22	〃	14	〃	25	〃	
41	22	〃	14	〃	25	〃	
42	37	学習会・現地研修・クラ ブ員は場視察・土壌検定	15	研修会 町内外視察	27	若妻との座談・栄養講習 礼儀作法・家庭管理研修	
43	37	学習会・現地研修 町内外視察	14	一夜研修 町内外視察	25	調理講習・生花	
44	37	町内外視察・学習会 共同プロジェクト(水稲 栽培)	9	一夜研修 町内外視察	14	調理実習・礼儀作法 着物着付講習	
45	37	学習会・共同プロジェク ト(水稲栽培)	11	花粉採集(視察研修) 町内外視察	15	野菜栽培プロジェクト 調理実習・手芸講習	
46	35	学習会 町内外視察	11	学習会 町内外視察(優良果樹園)	14	花卉栽培 調理実習	
47	35	学習会 町内外視察	12	学習会・一夜研修・共同プ ロジェクト(発生子察)	15	調理実習	
48	35	学習会・町内外視察 講演会	8	学習会・町内外視察・共同 プロジェクト(発生子察)	12	調理実習	

総計	44	43	42	41	40	年度
五七	八	一三	一〇	一一	一五	男
一九	一	三	五	五	五	女
七六	九	一六	一五	一六	二〇	計

国農業改良実績発表大会出場など、その活動の成果は高く評価され
た。
その後、昭和三十六年度に地域青年団との組織合併がなされたが
単位クラブとしての活動はそのまま4Hクラブ活動として実施され
てきた。
しかし、四十年代に入り市街地の拡大や農村社会の急変により、
農村青少年は減少し単位クラブの継続は不能となり、市全域を一組
織として運営されるに至った。
農業学園 北海道における農業後継者育成対策事業が、昭和四
十年に総合的に体系化され、北海道農業学園が設置された。
農業学園は普通科(市町村単位で四十年より)、高等科(支庁単位で四
十年より)、専修科(道単位で四十三年より)の三課程五カ年間で開設
した。
滝川市農業学園は、岡本滝川市教育長を学園長とし、道の要領に
基づき、昭和四十年より普通科を滝川市青少年研修所内に開設し、
市内青少年を対象に進めたが、他町村からの希望者もあり、各年次
入学者は次のとおりであった。

学習内容は働ながら学ぶ通信教育と、
共同生活を通じて学ぶ合宿教育が主体で、
中学校卒業生を対象とし、学園運営によっ
て卒業したものは、支庁学園にも進級し、
現在地域農村で活躍している。

この滝川学園は修業年限二年、教育内容

も計算実務、農業経営、農業機械、農政事時、中小家畜家庭経営、水稲、野菜など、毎月二日間のスクーリングと三〇日間の合宿教育を行い、必要な知識、技能の修得に役立つ働きをし、生徒も早来、江部乙、新十津川、赤平、美唄、月形、奈井江などから集まり、四十年には定員に近かったが、次の年より逐次下回り、途中脱退者もあり、他市町よりの受入れも追つかず、遂に四十五年度生徒募集中止の止むなきに至った。

応募の減少は、高校進学率のたかまりと中学卒業者の農業従事者がごく僅かになってきたためである。

空知管内で長沼と滝川の二カ所であった当学園も、昭和四十六年三月、五回生を送り出し、惜しむ声に包まれながらも閉園した。

空知農業学園生 昭和四十年度に農業後継者育成を目的とし、中学校卒業者を対象とする滝川農業学園の設置は、前述のとおりであったが、空知支庁にある高等科課程の空知農業学園に、本市から四十八年、五十年に各一名ずつ入園した。

3 生活改善

昭和二十三年農業改良普及事業の発足と共に、生活改善は農家の台所とかまどを改善することから始まった。

かまどは生活の基礎であり、食生活の改善へと物的生活条件を変えることによって、農業者の生活意識変革をねらいとしたものである。

食生活は「バックリ食」を改善すべく三食運動と保存食の普及とあわせてバランスのとれた食事を料理講習会を開きながら、田の字形で台所の離れた非合理的な農家住宅の改善、特に暖かく衛生的な台所、家族一人一人の人格を尊重した個室化、家庭衛生と健康管理をはかるための家庭衣と作業衣の分離というように生活と生産の物質的、精神的側面の分離へと進んだ。

昭和三十五年ごろからは、社会経済の高度成長に伴い、生活の高度化洋風化の進展と共に農業経営も機械化、省力化と規模の拡大も進み、今まで農業の補助的労働力だった婦人が、基幹労働へと移行し、主婦の労働過重、家庭生活の混乱などもみられるようになった。

近代農業社会の建設は、生産と生活の調和であり、農業経営集団活動と生活改善活動の協力と調和が、今後の生活改善の課題といえるよう。

農村の生活環境は、農業経営の組織化が進み、近代的生産組織活動が推進され、農業経営の安定が図られると考えられるが、反面兼業化と農業経営からの離脱も進み、農村人口の減少に伴い、農村社会環境の整備が今後の課題となるよう。

したがって、農業経営の面では、婦人労働力の積極的参加をもとめつつ、快適な生活を確立して行くために、農村社会全体を問題にしながら、婦人グループ活動を助長し、美しい家庭環境作り、余暇の確保と利用の仕方、充分時間をかけた食生活、計画的な家庭管理など、時代に即応しながら改善していかねばならない。

以上のようなことを想定すると、家庭生活の改善は、農村生活環境整備事業を進める中で、課題をとらえ、明るく豊かで文化的生活を創造する生活改善活動へ発展して行くことが至当であろう。

△農業改良普及事業二十五年の歩みより▽

生活改善講習・実践 昭和二十六年より、生活改善講習会、研究会を、年少なくも一七回、多くは四五回にわたり開催、三十三年度以降は一〇〇回を越えるまでとなり、理解の深まりがみられた。

また、実践活動についても当初は、実践部落を選定、月例常会などを開いて支庁係員の重点指導を受け、昭和三十三年度よりは、生活改善実践グループの育成強化、三十六、四十三年度には各農事実行組合単位の婦人部を対象として、農閑期などを利用しての生活技術指導、改善に関する講習会が活発に行われた。

昭和四十四年度には、各農事組合婦人部に対し、家庭管理、グループ活動の指導助言、若妻会への指導、研修会、大会への参加奨励、リーダー育成にも力がそがれ、実践と推進の高まりが深まってきた。

農村電化の推進 滝川に電燈のついた初めは、大正三年九月一日で、同年三月発電力わずかに七五キロワットながら建設された、旭川電気株式会社滝川火力発電所からの送電により、栄町の一部点燈である。

翌年、砂川町、新十津川村の一部に送電拡張したが、以来町の発展に伴い、点燈希望するもの意外に多く、大正六年一月十七日富士製紙株式会社電気部（後の不二電気株式会社）の経営に移し、電力を

増加していった。

昭和十四年には二、二〇〇戸、三十五年には六、四八四戸が点燈であった。

また、二十八年で本町の農電事業終了、四十年で荒山地区無電燈農家三戸に対し、赤平市と協調、同市共和地区無電燈農家三戸と共に、農山漁村電気導入法による電気導入を行った。

江部乙で初めて電燈がついたのは、大正七年六月一日、当時は市街地及び本通り十三丁目の兵村一円に装置され、その戸数は一四四戸、電燈数は三八五燈であった。

その後、町の発展に伴い戸数増加、石油ランプを電燈に切り替えるもの多く、大正十五年には十五丁目まで延長、さらに昭和三年には東十三丁目から東九丁目の果樹園一帯に点燈、四年には鉄道線路を越えその以西に延長、西十二丁目から西十五丁目、西十丁目一円、続いて十八丁目及び十九丁目一円に装置された。昭和六年末には、点燈戸数六四八戸、電燈数一、七九二燈に達した。

なお、四十七年度、江部乙町旭沢地区無電燈農家一戸を解消するため、家電導入事業を実施、完了したのである。

4 農業振興対策

農産物品評会 農産物及び畜産物の消流対策の一環として、品質の向上と生産増強を図り、生産物を一堂に展示し、生産技術の改善に資するため、滝川では昭和三十七年ごろより、果樹、野菜、玉

葱・雑穀・畜産物の農産物品評会を開催、江部乙でも昭和二十五年より、文化の日を中心に、穀類・蔬菜・果実・加工品の四項に分けたり、果実・米雑穀、蔬菜、また年によっては米穀・果実を出品するなど、地域性を盛込んだの品評会が、長年にわたって続けられてきた。

家畜品評会 農産物と同様に家畜についても、その生産奨励と改良増殖を図ると共に、家畜の愛護心の昂揚を目的として開かれ、馬・牛・綿羊・山羊。昭和三十年代に入ってから鶏・豚も加わり盛会に実施された。

農業まつり 滝川市の主要農産物を広く市民に紹介し、消費の増大を図るため、第一回は昭和四十七年で、十一月に北辰小学校で開かれ、りんご等の無料配布・りんご・なし・玉葱などの即売会、



農業まつり

金魚・鯉即売会、農産物品評会が行われた。

昭和四十八年の第二回農業まつりも北辰小学校で開催、りんご・玉ねぎ・米・その他野菜・なし・肉牛と郷土色溢れる出品があり盛会。四十九年度は、滝川市青年体育センターで実施、農産物品評会には、米・りんご・玉ねぎ。即売会には、りんご・なし・玉ねぎ・いも・にんにく。また、会場には

絵画・写真・標語・ポスター展示がなされ、滝川産米の試食会、金魚・鯉・苗木・花木等の展示即売があり、悪天候で延期された肉牛共進会を含め、多彩有意義な催しであった。

昭和五十年度は北辰小で行われ、品評会は、りんご・米・玉ねぎ・その他。即売会として、りんご・なし・玉ねぎ・いも・牛肉・卵。展示即売には、金魚・鯉・花木・苗木等、滝川産米試食、肉牛共進会が催された。五十一年度の第五回農業まつりは、ほぼ前年同様内容で、滝川市農村環境改善センターで実施された。

第六回は、五十二年十一月同じく改善センターで、農産物の品評会、即売会並びに肉牛共進会が開かれ、品評会には、りんご・米・玉ねぎ・その他、即売会は、りんご・なし・玉ねぎ・いも・牛肉・卵。その他として花木、苗木などの展示即売、滝川産米試食（ニューカラ）。肉牛共進会があった。

三・八運動 昭和五十一年度より、土づくりにより良質米の安定三産に、地力増進（推肥一〇アル八〇〇キログラム）収量安定（二〇アル当たり収量八俵）良質米生産（上位等級米八〇パーセント以上）。

健康で住みよい環境、楽しい生活、食生活を楽しむ手づくり食品八種類（味噌・とうふ・納豆・畜肉・山菜・緑の野菜・果汁・おやつ）。三・八体操（首まわり・手首・足首・肩・腰・腕・膝・神経）で体力づくり。住みよい環境作りには八つの改善目標（花壇作り、屋敷林の造成、排水施設の整備、納屋の整理、焼却炉の設置、かや蠅の駆除、更衣棚の設置、ふとん干し場の整理）を図り、地力増進・良質米生産・環境作り共進会を実施、優秀

な農事組合、個人を空知の共励会に推せんした。入賞次のとおりである。

- ・農村環境 集団の部 奨励賞 東八農事組合(昭51) 東六の二〇(昭52)
- 個人の部 優秀賞 北滝の川 井坂義隆(昭51)
- 〃 北滝の川 井坂良慧(昭52)
- ・推肥増産 集団の部 最優秀賞 一〇連合の九農事組合(昭52)
- 個人の部 奨励賞 江部乙町平沢一義・埴渕末雄(昭51)
- 〃 優良農家 平沢一義 他二戸(昭51)
- 〃 最優秀賞 江部乙町 外山親志(昭52)
- 優良農家(一〇アール当り推肥八〇〇キログラム以上生産) 滝川農協二戸、江部乙農協一〇戸(昭52)
- ・優良米出荷 冷害により中止(昭51)
- 個人の部(上位等米八〇パーセント以上出荷) 滝川農協三八戸、江部乙農協六四戸 計一〇二戸(昭52)

農業振興保証融資

農業生産の向上と農家経営の安定を図るため、滝川市商工業並びに農業振興保証条例による運営が、昭和三十二年より始められ、三十九年冷害には、冷害対策融資を加え、四十年より、一般経営資金、耕地拡張資金とし、四十四年には養鶏資金も加え、五十一年度からは、肉牛購入資金も加わって、一般経営、耕地拡張、養鶏、肉牛購入資金とし貸付がなされた。

農家負債整理事業

昭和三十一年度に、北海道農家負債整理促進条例に基づき、本町農家の負債整理を促進し、農家経済の安定を図るため、農家経済再建推進委員会を設置、整理資金貸付の調査を実施、三十四年には、豊作による逐次負債の整理、農家経済の安定を図る経営計画の指導・懇談会等を開催その徹底に努め、三十五年には連続豊作による負債整理を見受けながらも、経営面の無計画の面

について、経営計画のたて方につき指導を行い、その徹底と安定をはかるよう推進した。

しかし、三十九年度以降、三年連続の冷害により著しく被害を受け、多額の固定化負債を生じ、農業経営改善を阻害、又は困難ならしめている農業者に対し、「北海道農家負債整理対策実施要領」に基づき、その固定化負債を、負債整理資金及び自作農維持資金の借替措置を講ずるため、農業各関係団体と協議し、対象農家を選定した。

昭和四十七年度には、最近における本道農家等の負債実態と四十六年の冷害による影響を把握し、今後の指導・対策についての基礎資料とするため、借入金を有する全農家について調査、四十七年度からは、利子補給が、滝川市農協、江部乙町農協を通して行われた。

なおこの他に、低温、暴風雨などによる、被害農業者、果樹栽培農業者に天災資金、自作農維持資金(災害資金)の融資が取進められ、営農・生計維持・復旧に役立たしめ、農業振興計画による各事業の推進が図られてきた。

滝川市農業改良普及事業推進協議会

昭和四十六年・滝川市、江部乙町の市町合併に伴い、本協議会も統合設立された。前身となつた旧滝川市協議会は、昭和三十三年に設立されたが、江部乙では協議会としての組織化はなされなかったが、町及び農協共に予算を計上し、実質的な事業を実施してきた。

会長 吉岡清栄(滝川市長)、副会長三名、理事一〇名、監査二名、幹

事七名。

構成 滝川市、滝川市議会、滝川市農業委員会、滝川市農業協同組合、江部乙町農業協同組合、滝川市農業共済組合、江部乙町農業共済組合、滝川市農民協議会、江部乙町農民協議会。

昭和四十八年度主な事業 協議会理事会、幹事会、空知東部地区農業改良普及事業推進協議会との協力提携、農業技術普及事業（生産技術展示は、生活改善技術展示は、優良種苗普及展示は設置）、広報指導事業、4 Hクラブ活動奨励事業、改良クラブ、生活改善グループ及び生産集団育成事業。

昭和四十八年度予算 二四六万円（滝川市、滝川市及び江部乙町農業協同組合負担）

・空知東部地区農業改良普及事業推進協議会（設立昭和四十七年）
地区農業改良普及所の広域統合により、普及事業推進のため農業技術の平準化を始めとする市及び各農業協同組合等との協議、協力により必要とされ組織化された。

会長吉岡清栄（滝川市長）、副会長一名、理事三名、監事二名。

目的 本会は空知東部地区農業改良普及所管内の農業生産の増強及び農業経営の確立を図るため農業改良普及事業を強力に推進し、本地区農業の発展に寄与することを目的とす。

構成 滝川市、赤平市、芦別市及び滝川、江部乙、赤平、芦別各農業協同組合

昭和四十八年度主なる事業 協議会運営会議、地域農業振興対策会議、農業改良技術調整対策会議、指導資料印刷配布、指導用視聴

覚教材整備、農業優良及び振興事例等調査、地力保全対策測定診断事業の推進

昭和四十八年度予算 一〇四万四、〇〇〇円（滝川・赤平・芦別各農業改良事業推進協議会負担）

5 事 業

農事組合の統合（江部乙） 江部乙の町内、部落の組織は、戦後経済的その他種々な事情で細分化され、昭和二十八年十二月現在、部落の数九三を数え、その中には一部落の戸数一五戸以下が三七部落もあり、中には二、三戸で一部落を構成するものもあり、地理的にもまた行政執行の上からも、また部落自体としても、いろいろ不便や不合理な点が多く、町の発展にも大きな障害となっており、町民の間からも早くからこれが統合ということが叫ばれていた。

たまたま昭和二十八年九月五日、開基六十周年記念祝典を盛大に挙行されたこの機会に、記念行事の一つとし、ぜひ部落の統合を図るべきであるということになり、町としてもこれを取りあげ強力に推進することになったが、さて、実際にこれを実施するという段階になって、反対や支障が生じ、容易にまとまらず、当時遂に実現に至らなかった。

町民の間にはその後も、依然として部落統合の声が、強く呼び続けられていたので、昭和三十三年七月、議会、教育委員会、農協、社会福祉協議会など関係機関の代表をもって、部落統合促進協議会

を組織し、本格的にこの問題と取り組むことになり、同年十二月初め第一段とし、統合の試案をまとめ、連合会長の協議を経て、その促進方の協力を願ったのである。

当時は、部落数七六、町内会二四、計一〇〇を数え、中には一〇戸以内の部落三〇もあった。

その結果、その年の十二月二十七日、早くも統合の名乗りをあげ一〇の五と七、一〇の九と一〇の統合完了届出があったが、その後は本事業も経済的やその他の事情から、いろいろ障害があり、容易

に促進されず、昭和三十九年本町開基七十周年記念事業の一つとして再びこの問題が採りあげられ、江部乙町行政区域整備委員会が新しく、町長の諮問機関として設けられ、本委員会は数次にわたる審議の結果を理事者に答申した。

第十九節 農業主要統計

農 家 戸 数

年度	滝江部川乙	総 数	専 業	1種兼業	2種兼業
31	滝江	1,051	720	117	214
	滝江	1,097	904	80	113
32	滝江	996	730	106	160
	滝江	—	—	—	—
33	滝江	954	720	97	137
	滝江	—	—	—	—
34	滝江	955	688	124	143
	滝江	1,042	814	127	101
35	滝江	997	576	234	187
	滝江	—	—	—	—
36	滝江	933	638	167	128
	滝江	1,038	797	135	106
37	滝江	878	593	190	95
	滝江	1,020	790	134	96
38	滝江	875	568	202	105
	滝江	1,011	781	157	73
39	滝江	862	503	226	133
	滝江	996	769	141	86
40	滝江	807	563	114	130
	滝江	964	805	75	84
41	滝江	786	462	221	103
	滝江	941	781	90	70
42	滝江	764	540	138	86
	滝江	909	758	78	73
43	滝江	757	481	179	97
	滝江	898	684	151	63
44	滝江	732	387	251	94
	滝江	875	583	200	92
45	滝江	715	336	242	137
	滝江	859	510	231	118
46	滝江	704	271	266	167
	滝江	840	355	324	161
47		1,518	626	590	328
48		1,477	558	643	276
49		1,440	548	617	275
50		1,393	613	558	222
51		1,364	572	573	219
52		1,340	561	544	235

年 齡 別 農 家 人 口

単位=人

第 一 章
農 業

年	年 齡		総 数	14歳以下	15 歳	16 歳 ~19歳	20 歳 ~24歳	25 歳 ~29歳	30 歳 ~59歳	60 歳 以上
	男	女								
46	男		3,422人	779人	64人	286人	256人	160人	1,291人	586人
	女		3,673	775	67	283	313	200	1,434	601
	計		7,095	1,554	131	569	569	360	2,727	1,187
48	男		3,192	675	67	233	209	176	1,214	618
	女		3,392	673	66	220	278	177	1,336	642
	計		6,584	1,348	133	453	487	353	2,550	1,260
50	男		2,915	604	71	194	159	175	1,125	591
	女		3,085	597	56	184	208	168	1,261	611
	計		6,004	1,201	127	378	367	343	2,386	1,202
52	男		2,768	537	57	204	134	159	1,082	595
	女		2,892	514	65	187	151	142	1,198	625
	計		5,660	1,051	122	391	285	301	2,280	1,230
	構成比(%)		100.0	18.6	2.2	6.9	5.0	5.3	40.3	21.7

16 歳 以 上 農 業 従 事 人 口

単位=人

年	年 齡		総 計	16歳~19歳	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~59歳	60 歳 以上
	男	女						
46	男		2,031	100人	159人	122人	1,194人	456人
	女		2,161	86	169	157	1,591	358
	計		4,192	186	328	279	2,585	814
	比 率		100%	4.4%	7.8%	6.7%	61.7%	19.4%
48	男		1,939	95	114	137	1,108	485
	女		2,000	63	141	135	1,265	396
	計		3,939	158	255	272	2,370	881
50	男		1,872	73	91	143	1,084	481
	女		1,884	49	95	137	1,220	383
	計		3,756	122	186	280	2,304	864
52	男		1,786	84	72	127	1,032	471
	女		1,752	42	63	113	1,158	376
	計		3,538	126	135	240	2,190	847
	構成比(%)		100.0	3.6	3.8	6.8	61.9	23.9

面積・収穫高

いしよ	大豆		果樹りんご		ぶどう	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
170,900貫	127.2町	652石				
341,900	109.7	559				
204,383	355.7	1,015				
306,000	301.4	865				
764 t	88.9	128 t	33.2町	436 t	0.4町	5 t
1,206	99.2	142	553.6	8,633	3.8	54
819	99.3	124	30.8	322	0.5	5
1,229	119.0	154	515.1	5,392	4.0	48
727	61.0	114	30.8	300	0.5	6
1,145	68.1	135	517.1	5,815	4.0	49
682	80.0	102	30.8	270	0.5	6
1,056	101.0	144	516.2	5,225	4.0	52
757	155.2	176	30.8	360	0.5	6
813	142.5	149	516.7	6,869	4.0	50
803	127.0	164	30.8	450	0.5	5
927	87.2	111	516.6	8,524	4.0	42
731	126.9 ^{ha}	106	31.0	254	1.5	10
860	85.1	64	519.9	4,796	4.1	30
769	120.0	147	31.0 ^{ha}	328	2.0 ^{ha}	16
795	82.0	97	525.0	5,320	5.0	46
668	109	117	31.0	375	0.2	23
704	77	78	528.0	6,574	0.6	68
566	56	97	32.0	340	0.2	14
657	45	80	533.0	6,400	0.6	48
543	53	85	31.0	515	0.2	22
513	40	68	528.0	7,920	0.6	69
486	52	59	29.0	334	0.2	13
440	39	44	527.0	5,640	0.5	35
549	56	72	28.0	129	0.2	12
465	62	80	530.0	2,550	0.5	32
1,130	143	176	547	11,200	3	19
923	298	561	461	9,510	3	20
675	328	505	445	9,170	3	20
986	315	479	300	4,730	3	17
878	185	253	304	4,740	2	8
893	151	227	295	3,570	2	9
860	185	287	262	1,920	2	6

主 要 作 物 別 作 付

第 一 章 農 業

年度	水 稻		大 小 麦		え ん 麦		ば れ
	作付面積	収 穫 量	作付面積	収 穫 量	作付面積	収 穫 量	作付面積
31	1,795.4町	19,978石	7.0町	55石	188.6町	4,864石	46.2町
	1,781.4	19,774	4.1	25	187.7	4,635	94.2
32	1,926.6	46,264	5.9	49	136.8	4,284	58.9
	1,901.5	45,507	3.6	36	148.5	4,384	90.0
33	1,908	7,549	3.1	4 t	127.2	320 t	52.3
	1,847	7,285	3.3	4	136.2	318	83.9
34	1,904.6	7,729 t	2.6	5	110.8	268	56.3
	1,824.8	7,406	2.3	3	126.0	297	90.4
35	1,833.8	7,385	1.5	2	131.8	309	49.8
	1,843.8	7,389	1.0	1	140.9	315	79.9
36	1,829.0	8,089	0.8	1	127.1	353	49.0
	1,856.0	8,153	1.1	1	143.1	376	79.9
37	1,961.0	8,317	0.7	1	118.0	321	58.5
	2,192.0	9,275	0.5	1	120.1	311	56.1
38	1,987.0	8,563	0.8	1	86.0	215	55.5
	2,213.0	9,780	0.6	1	93.3	221	66.0
39	1,969ha	5,220	1.1ha	2	92.6ha	223	54.0ha
	2,196	5,868	0.2	0	80.1	194	62.5
40	1,960	7,100	0.1	1	91.0	234	53.0
	2,200	8,360	0	0	77.0	188	56.0
41	2,060	7,090	—	1	80	201	52
	2,240	7,960	—	—	51	107	54
42	2,040	9,510	2	3	35	98	28
	2,250	10,900	—	—	42	114	33
43	2,030	10,600	3	5	35	96	26
	2,320	12,300	—	—	36	98	25
44	2,010	7,510	3	6	29	77	27
	2,310	8,690	—	—	31	79	25
45	1,440	6,700	10	14	40	124	30
	1,930	9,090	—	—	29	86	26
46	3,280	10,600	10	20	117	277	55
47	3,090	16,300	5	10	75	197	45
48	2,690	13,100	12	18	56	106	44
49	3,320	17,800	72	147	50	119	55
50	3,670	16,100	83	170	51	127	45
51	3,690	14,500	120	242	46	109	47
52	3,520	18,400	118	277	2	5	40

きゃべつ		結球はくさい		ねぎ		玉ねぎ		だいこん		にんじん		てんさい	
作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
町	貫	町	貫	町	貫	町	貫	町	貫	町	貫	町	貫
5.3	32,330	2.5	14,250	1.4	5,740	97.6	480,480	16.6	166,000	4.5	37,258	6.4	45,056
5.3	30,740	2.0	10,800	1.0	4,200	0.7	3,150	20.9	188,100	3.0	23,867	3.5	22,750
5.2	29,120	2.7	14,580	2.3	6,900	78.9	414,225	17.0	154,000	5.1	30,345	6.1	39,650
5.1	27,540	2.0	10,400	1.0	3,000	0.7	2,800	40.0	149,600	2.0	11,320	4.7	28,200
5.0	101	1.9	41	1.3	16	69.2	1,687	16.5	621	2.4	54	4.5	123
5.7	115	2.0	41	1.0	12	0.2	4	17.2	646	1.8	39	6.3	161
4.0	87	1.9	39	1.3	16	80.1	1,652	12.0	441	2.6	73	6.9	189
5.7	124	2.0	40	1.0	12	0.6	12	16.0	588	2.0	56	15.2	388
4.3	94	1.9	41	1.3	16	71.3	1,815	2.0	84	2.6	66	9.7	249
6.1	131	2.0	41	1.0	12	—	—	17.0	717	2.0	49	15.3	375
4.3	88	1.6	33	1.3	18	70.3	935	2.0	88	2.6	53	10.7	387
6.1	124	1.7	33	1.0	14	—	—	17.0	748	2.0	39	13.0	470
4.5	83	1.7	28	1.3	16	71.0	567	3.8	134	2.1	32	10.3	165
6.0	110	1.6	27	1.0	12	—	—	12.0	421	2.0	29	11.6	297
6.5	120	3.0	60	2.3	28	70.4	2,229	9.2	356	3.5	59	10.3	279
6.3	115	1.9	37	1.0	12	—	—	11.0	406	2.5	38	11.6	309
6.9	106	3.2	33	2.5	26	70.9	1,647	9.4	335	4.2	83	5.4	134
6.7	101	2.1	21	1.3	13	—	—	11.9	415	2.8	52	13.2	348
7.0	133	5.0	95	3.0	—	76.0	1,890	9.0	359	4.0	85	5.0	141
6.0	113	6.0	112	1.0	—	—	—	12.0	474	3.0	61	16.0	468
8	146	6	117			74	1,970	10	366	4	80	4	95
6	100	6	115			—	—	13	473	3	55	14	460
11	245	12	243	4	53	79	2,680	12	460	6	176	3	94
5	101	6	118	1	13	—	—	12	455	2	55	11	296
12	240	13	251	4	50	124	4,100	14	489	6	120	2	52
4	73	5	90	1	12	—	—	12	414	3	57	6	229
13	391	12	282	4	59	91	3,380	15	578	6	174	1	15
4	87	5	109	1	15	—	—	11	418	2	54	6	18
12	302	11	280	3	40	124	4,890	14	486	6	117	0	0
4	91	4	87	1	13	—	—	11	378	4	70	7	198
13	326	16	433	4	63	166	7,470	22	1,030	6	114	7	300
12	303	14	364	3	46	206	9,270	22	1,020	6	116	7	326
19	461	14	339	3	45	210	7,350	22	933	6	99	21	652
19	487	14	349	3	47	185	8,888	22	955	6	115	9	376
18	459	12	300	4	62	185	8,420	21	850	5	96	9	385
17	518	13	404	4	81	165	8,860	20	869	5	105	14	923
17	518	13	404			177	8,140	20	869	3	63		

第一章 農業

年度	なし		きゅうり		かぼちゃ		すいか		なす		とまと		いちご	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
31			町	貫	町	貫	町	貫	町	貫	町	貫		
			3.6	7,200	8.6	22,790	1.2	1,080	3.4	6,460	2.6	4,680		
			1.5	2,775	8.9	23,585	0.7	630	2.9	5,355	0.9	1,620		
32			2.9	8,990	9.0	36,900	1.1	2,860	4.3	10,320	3.0	9,900		
			2.1	6,090	9.1	37,310	1.5	3,900	2.3	5,520	1.0	3,300		
33	町	t	2.7	34	8.5	144	1.2	12	4.2	51	2.2	26		
	20.4	306	1.9	22	10.8	183	1.6	16	2.2	23	0.8	9		
34	1.9	24	2.7	34	5.0	84	1.0	10	4.0	50	2.7	31		
	21	315	1.9	22	9.8	164	1.5	15	2.0	25	1.0	11		
35	1.9	48	2.7	37	3.5	35	1.0	11	4.0	51	2.7	32		
	21	256	1.9	21	10.0	100	1.5	17	2.0	22	0.7	8		
36	1.9	22	2.7	58	3.5	62	2.0	40	4.0	46	2.7	33		
	21	287	1.9	33	10.0	370	1.5	30	2.0	22	0.7	8		
37	1.9	20	2.7	50	3.5	48	2.0	22	4.0	41	2.7	28	町	貫
	21	257	1.8	28	0.8	11	1.5	16	2.0	20	0.7	7	0.1	1
													0.1	1
38	1.9	21	3.7	68	4.5	72	2.0	37	5.0	57	3.7	52	0.1	1
	21	—	2.3	36	4.2	65	2.4	41	3.4	36	1.2	16	0.1	1
39	1.9	19	3.8	31	4.5	40	2.5	14	5.4	41	4.1	40	1.2	3
	21	257	2.4	17	4.2	35	2.5	13	3.9	27	1.3	11	1.6	5
40	0.2	—	5.0	73	5.0	65	3.0	41	6.0	64	5.0	54	2.0	—
	2.2	—	3.0	38	4.0	51	2.0	27	4.0	40	2.0	21	2.0	—
41	0.2	—	6	92	4	47	3	33	7	60	6	61		
	2.1	—	3	36	3	35	2	21	3	25	3	29		
42	0.5	—	10	157	—	—	7	140	9	116	9	116	1	5
	2.0	—	3	46	—	—	3	58	3	34	3	35	2	10
43	0.5	—	9	149	1	12	8	112	11	100	12	138	2	9
	1.8	—	3	35	1	10	4	55	3	25	4	36	2	8
44	0.4	—	10	238	2	22	8	192	10	140	11	156	2	11
	1.6	—	3	50	2	20	3	71	3	39	3	38	2	11
45	0.5	—	6	168	4	62	6	219	8	108	8	210	2	11
	1.5	—	4	97	2	29	4	127	4	48	4	86	2	11
46			9	161	4	60	10	342	10	111	11	163	5	22
47			11	186	2	31	12	534	13	150	11	155	5	23
48			10	142	3	45	12	454	10	110	11	132	5	23
49			10	160	3	50	12	476	10	115	11	147	5	45
50			10	160	4	66	10	395	9	114	10	134	5	20
51			10	285	5	83	8	260	9	150	10	225	5	20
52							8	308						

農機具普及台数（滝川）

電機油發動機	石油發動機	ガス發動機	自動耕耘機	犁単用機	普通用機	深鋤機	シヨベ	人力除草機	畜力除草機	雁爪	八取	中耕除草機	中耕除草機	土器	自動揚水機	人力吹霧機	動力吹霧機	レキ	田植機	荷車			
三十四台	七五	一一	一四	六一〇	六二	八八二	九二五	三六	三六	七	六	六一	一六三	二	一七五	一〇	八四	二六五	四二	二			
二十五年度	普及台数																						
電機油發動機	石油發動機	ガス發動機	自動耕耘機	犁単用機	普通用機	深鋤機	シヨベ	人力除草機	畜力除草機	雁爪	八取	中耕除草機	中耕除草機	土器	自動揚水機	人力吹霧機	動力吹霧機	レキ	田植機	荷車			
三十四台	八三	一二	一七	六五二	五二	九二二	三八	六七	六七	七	六	六三	一八六	二	一七五	一〇	二九〇	四二	二	二			
二十六年	普及台数																						
人力撒粉機	金呂	風中	備中	拔根	馬土	碎形	方ハロ	デスク	トクタ	リヤカ	牛馬	ルトリ	人力脱穀機	動力脱穀機	槌	唐箕	万石	米選機	へホ	精米機	製粉機		
一、四〇九	一五	一〇七	一	五七一	九八	三九八	一五	一二七	四三三	一五	一五九	六三六	二二四	三七二	三九二	一八五	一九五	二七	一一八	八	八		
二十五年度	普及台数																						
人力撒粉機	金呂	風中	備中	拔根	馬土	碎形	方ハロ	デスク	トクタ	リヤカ	牛馬	ルトリ	人力脱穀機	動力脱穀機	槌	唐箕	万石	米選機	へホ	精米機	製粉機		
一九三	一四六	一五	一四	六一三	一〇八	四一五	一七	一五	一五九	一五	一五九	六三六	二六四	三七二	三九二	一八五	一九五	二七	一一八	八	八		
二十六年	普及台数																						
製粉機	製粉機	その他のハロ	カルチ	ロ	マニア	作条機	播種機	肥料撒布機	肥撒布機	粗摺機	粗摺機	人力製繩機	動力製繩機	編打機	葉上カッタ	吹上カッタ	刃	鋸	俵締機	人力製繩機	ガートラクター	作溝機	
三六	三	四三八	一一	五	三三七	一四〇	五九三	三	一	一八四	二四〇	三六	三八三	二	一九	二	二	二	三九五	一三	二七	二七	
二十五年度	普及台数																						
製粉機	製粉機	その他のハロ	カルチ	ロ	マニア	作条機	播種機	肥料撒布機	肥撒布機	粗摺機	粗摺機	人力製繩機	動力製繩機	編打機	葉上カッタ	吹上カッタ	刃	鋸	俵締機	人力製繩機	ガートラクター	作溝機	
三六	三	四四六	一九	五	三七七	一五一	六二九	三	一	二〇八	二五八	三六	四〇〇	二	二二	二	二	二	四二三	一三	二九	二九	
二十六年	普及台数																						

昭和二十五年～二十六年

動力耕うん機・農用トラクター所有農家数と台数の推移

単位＝世帯・台

年度	区分	総数		5馬力未満		5～10馬力未満		10～20馬力未満		20～30馬力未満		30～40馬力未満		40～50馬力未満		50馬力以上		共有	
		世帯数	台数	世帯数	台数	世帯数	台数	世帯数	台数	世帯数	台数	世帯数	台数	世帯数	台数	世帯数	台数	世帯数	台数
昭和39年度	旧滝川市	545	545	302	302	196	196	41	41	4	4	2	2					33	9
	旧江部乙町	633	641	571	579	61	61	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	124	53
	総数	1,178	1,186	873	881	257	257	42	42	4	4	2	2					157	62
40	旧滝川市	510	527	489	504			19	21			2	2					19	8
	旧江部乙町	624	636	620	632	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	73	20
	総数	1,134	1,163	1,109	1,136			23	25			2	2					92	28
41	旧滝川市	574	637	502	564			66	67	5	5	1	1					11	5
	旧江部乙町	710	727	699	716	—	—	1	1	3	3	7	7	—	—	—	—	48	19
	総数	1,284	1,364	1,201	1,280			67	68	8	8	8	8					59	24
42	旧滝川市	559	643	38	42	334	350	217	223	24	24	3	3	1	1			47	22
	旧江部乙町	711	762	64	64	518	529	143	145	15	15	5	5	—	—	—	—	324	55
	総数	1,270	1,405	102	106	852	879	360	368	39	39	8	8	1	1			371	77
43	旧滝川市	559	672	36	43	287	299	269	275	41	41	5	5	9	9	—	—	45	21
	旧江部乙町	734	828	61	61	500	520	186	186	47	47	3	3	5	5	6	6	321	45
	総数	1,293	1,500	97	104	787	819	455	461	88	88	8	8	14	14	6	6	366	66
44	旧滝川市	552	684	44	52	241	259	308	314	31	31	12	12	14	14	2	2	28	12
	旧江部乙町	735	860	68	70	474	499	187	191	83	83	6	6	3	3	8	8	81	21
	総数	1,287	1,544	112	122	715	758	495	505	114	114	18	18	7	7	10	10	109	33
45	旧滝川市	692	753	57	68	279	302	297	302	54	54	12	12	12	13	2	2	32	19
	旧江部乙町	722	847	46	52	397	420	269	273	79	79	9	9	5	5	9	9	71	24
	総数	1,414	1,600	103	120	676	722	566	575	133	133	21	21	17	18	11	11	103	43
46	旧滝川市	541	733	50	55	198	208	331	339	90	90	18	18	16	16	7	7	95	23
	旧江部乙町	686	831	55	58	320	347	296	306	85	85	21	21	8	8	6	6	291	50
	総数	1,227	1,564	105	113	518	555	627	645	175	175	39	39	24	24	13	13	386	73

第八編 産業・経済

資料 農業基本調査・農林業センサス



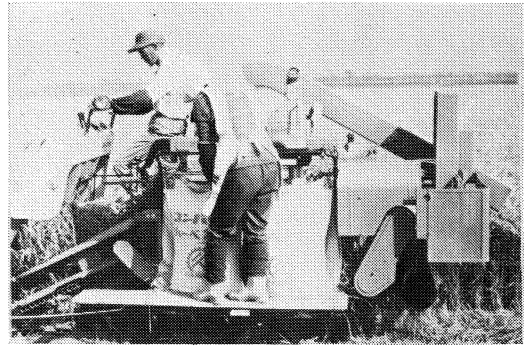
トラクター



動力二条除草機



三条刈り刈束式稲刈機



三条刈りコンバイン

農用機械所有農家数及び台数

区分	動力耕うん機・農用トラクター		動力噴霧機	動力散粉機	動力刈取機	自脱コンバイン	米麦乾燥機	バケツ型ミルカー	農用トラック	
	20馬力未満	20馬力以上								
昭和47年度	個人所有農家数	1,073	247	203	473	343	110	770	4	413
	個人所有台数	1,128	247	206	476	345	110	883	5	449
	共有農家数	32	555	343	182	81	16	12	—	8
	共有台数	10	71	66	51	24	6	3	—	6

区分	動力耕うん機	農用トラクター			動力ふんむ機	動力散粉機	動力刈取機	自脱型コンバイン	米麦乾燥機	農用トラック	
		20馬力未満	20~50	50以上							
昭和48年度	個人所有農家数	1,048	102	200	31	219	506	350	184	805	385
	個人所有台数	1,106	103	101	32	225	510	352	184	911	412
	共有農家数	19	5	35	26	149	124	51	18	7	—
	共有台数	8	2	12	6	40	33	18	7	2	—
	利用組合農家数	—	—	238	224	264	26	13	—	—	—
	利用組合台数	—	—	33	26	29	10	1	—	—	—
台数合計		1,114	105	246	64	294	553	371	191	913	412

区分	動力耕うん機	農用トラクター	走行式動力防除機	動力噴霧機	動力散粉機	動力田植機	稲麦用動力刈取機	自脱型コンバイン	米麦乾燥機	ミルカー	農用トラック	
												パイプライン型
昭和50年度	個人所有農家数	964	445	—	278	601	335	303	426	792	7	450
	個人所有台数	1,030	467	—	283	607	341	313	426	944	8	473
	共有農家数	22	52	—	130	78	39	27	38	14	—	4
	共有台数	8	22	—	39	27	20	11	20	14	—	2
	利用組合農家数	—	513	186	401	8	93	4	14	—	—	—
	利用組合台数	—	71	24	39	2	41	2	4	—	—	—
台数合計		1,038	560	24	361	636	402	326	450	958	8	475

区分	動力耕うん機	農用トラクター	走行式動力防除機	動力噴霧機	動力散粉機	動力田植機	稲麦用動力刈取機	自脱型コンバイン	米麦乾燥機	バケツ型ミルカー	パイプライン型	農用トラック	
													パイプライン型
昭和52年度	個人所有農家数	961	585	11	237	565	489	268	562	801	5	1	506
	個人所有台数	1,004	621	11	244	573	511	289	565	999	6	1	520
	共同所有農家数	4	52	—	176	56	35	14	48	13	—	—	11
	共同所有台数	2	23	—	51	26	19	5	22	15	—	—	4
利用組合農家数	—	446	156	380	21	122	6	6	—	—	—	—	
利用組合台数	—	81	20	46	4	59	2	3	—	—	—	—	
台数合計		1,006	725	31	341	603	589	296	590	1,014	6	1	524